

# 平成21年第1回上里町議会定例会会議録第4号

平成21年3月11日(水曜日)

本日の会議に付した事件(第4号)

- 日程第33 (町長提出議案第27号)平成21年度上里町一般会計予算について  
日程第34 (町長提出議案第28号)平成21年度上里町国民健康保険特別会計予算について  
日程第35 (町長提出議案第29号)平成21年度上里町介護保険特別会計予算について  
日程第36 (町長提出議案第30号)平成21年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第37 (町長提出議案第31号)平成21年度上里町老人保健特別会計予算について  
日程第38 (町長提出議案第32号)平成21年度上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計予算について

出席議員(12人)

1番	高橋正行君	2番	斉藤邦明君
3番	納谷克俊君	4番	中島美晴君
5番	荒井肇君	6番	新井實君
8番	高橋仁君	9番	伊藤裕君
10番	根岸晃君	11番	桜井彪君
13番	桜井正君	14番	小暮敏美君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	山下精治君
教育長	山下武彦君	総務課長	植原育雄君
総合政策課長	高野正道君	税務課長	福島雅之君
町民環境課長	渋沢秀実君	福祉こども課長	関根信夫君
健康保険課長	高杯一美君	まち整備課長	赤見省三君
産業振興課長	大場信也君	下水課長	岩田貞祐君
人権共生課長	飯塚邦男君	学校教育課長	斉藤直君

生涯学習課長	庄 邦 雄 君	指 導 室 長	金 澤 清 久 君
水 道 課 長	久 保 勉 君	中央公民館長	小 暮 昇 三 君
函 書 館 長	萩 原 潤 君	老人福祉センター所長	橋 爪 重 雄 君
会 計 管 理 者	戸 矢 三 樹 男 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	柴 崎 久 男	次 長	須 田 孝 史
---------	---------	-----	---------

## 開 議

午前9時35分開議

議長（桜井 彪君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第33 町長提出議案第27号 平成21年度上里町一般会計予算について

議長（桜井 彪君） これより、平成21年度一般会計予算の質疑に入ります。

まず歳入についての質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、質疑は予算書の5ページから8ページまでとし、予算説明書の3ページ町税から20ページ町債までの質疑を願います。また、質疑のある方はページを指定し、質疑の内容をお願いいたします。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） では2点ほどお聞きしたいわけですが、まず予算説明書の3ページ、歳入1町税、項1町民税、昨日税務課長から説明を受けたわけでありましたが、同和減免につきまして、固定資産税の同和減免は6万円を上限として20%の減免を予定しているという説明があったわけですが、減免額総額では幾らになるのか、その総額を教えてくださいたいのが1点です。

もう1点目は、18ページ、款20諸収入、項3貸付金元利収入、これにつきましても昨日課長から説明があったところでありますが、住宅資金の貸付金の滞納額、町が貸し付けた金が償還されていない総額は幾らになるのか。総額を教えてくださいたい。その2点について説明をお願いいたします。

議長（桜井 彪君） 税務課長。

〔税務課長 福島雅之君発言〕

税務課長（福島雅之君） 御説明申し上げます。固定資産税上における平成21年度の同和減免という形につきましては、今現在土地建物が対象となっております。土地につきましてはおおむねでございますけれども、265万円相当、それから建物につきましても270万円相当というふうに計算をしているところでございます。

以上でございます。

議長（桜井 彪君） 人権共生課長。

〔人権共生課長 飯塚邦男君発言〕

人権共生課長（飯塚邦男君） 滞納額の合計につきましては約7,400万円程度になります。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

議長（桜井 彪君） そのほか質疑はありますか。

3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 昨日の全協でも御説明をいただいたのですが、コンビニ収納の件でお伺いいたしますけれども、コンビニ収納での徴収率の上昇の見込みをどのくらいを見ているのかをお願いいたします。

議長（桜井 彪君） 税務課長。

〔税務課長 福島雅之君発言〕

税務課長（福島雅之君） 御説明申し上げます。

私どもも初めての年でございますので、全くの見込みという形でお答えさせていただきたいと思っております。たまたまこれを導入するに当たりまして、類似的な市町村では埼玉県内では鷲宮町さんというところがございます。鷲宮町の状況ですと、おおむね12%、12.5%ぐらいだというような話を聞いておりますので、当町において条件がそのようになるかわかりませんが、その位いくのではないかなというふうに考えているところでございます。

議長（桜井 彪君） 3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） ただいまのはコンビニ収納に移行する比率の話だと理解をしたのですが、それによって収納率がアップする見込みがあるのかどうか、それを見込んでおられるのかどうかということをお願いいたします。

議長（桜井 彪君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御質問の内容でございますけれども、非常に難しい部分がありまして、基本的には現金納付の方々が便宜のよい形でコンビニを利用して納めていただくということでございますので、基本的な変わりは多くはないのだろうとは思いますが、それによって滞った方が利用していただいて、納めていただけるといふ部分もあるだろうというふうな期待を持っているわけでありまして、正確にこれという額ということまでは把握はできない状況にあるわけでありまして。

以上です。

議長（桜井 彪君） よろしいですか。今の質問に対しては1回目とみなしますので。

そのほかありませんか。

3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 説明書の3ページの町税の町民税の中で法人税ですけれども、法人税割ですよ、これは大変減収を見込まれているわけですが、当初この予算を組んで、予算編成をしておいたときよりもさらに経済状況は悪化してきているのかなと感じているところがございます。多くの企業さん、この3月で決算期を迎えるというのが多いと思われまして。そこによってその企業の所得ですね、これに応じて法人税割というものが計算されてくるのではないかと思うのですけれども、見込みどおり上がると本当に思われて、そういう言い方はおかしいですね、こういう見込みが現時点でもいけるという見込みがあるのでしょうか。お願いいたします。もう少し減収になってしまうようなおそれもあるのかなと思ひまして、お伺いしている次第でございます。

議長（桜井 彪君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御指摘の御質問は大変難しいわけでありまして、これからの経済状況がどういう形でいくのか、どういう業種にどの程度影響してくるのかという、非常に難しい部分でありまして、町としては一応前年度よりも37.3%の減、1億2,500万円余りの減額を見ているわけでありまして。いま少し経済状況とそれからまた企業の決算状況等を見ながら、またこれからの予算の中でお願いするべきことはお願いしていかなければならない、また償還についても、還付についてもお願いするべきところはお願いしていかなければならないというふうに理解しているところでございます。

議長（桜井 彪君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

議長（桜井 彪君） その他質疑ございますか。ありませんか。

ないようですので、閉めますけれども、議員さんよろしいですか、これで。

〔「はい」の声あり〕

議長（桜井 彪君） 質疑がないようですので、歳入についての質疑を終了いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、歳出の質疑については予算書9ページから12ページ、予算説明書21ページから168ページまでの質疑を願います。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番(桜井 正君) 2点ほどお聞きしたいわけですが、まず38ページの款2 総務費、項1 総務管理費であります。昨日の担当課長の説明によりますと、同和対策事業として運動団体2つの支部に対して827万5,000円補助金を出しておりますという説明があったところでありますが、愛する会に541万円、部落解放同盟に285万6,000円ですか、その2つの団体は何人で構成されていて、何人を対象にしてこれだけの補助金を交付されておられるのか、その対象人数をお願いしたいというのが1点で、もう一つは146ページに教育費、社会教育費、目5に人権教育費がありますが、人権教育推進事業として1,359万1,000円、その中に集会所指導員の報酬として3人分360万円、それから集会所管理人賃金として144万円計上されておりますが、ずっとこの間同額でありますけれども、時間数、集会所管理人、同和教育をする場合の机を並べたり片づけたり、掃除したりという内容だという話は伺っているわけですが、週何時間、月何時間、年何時間、何時間の賃金で何人の方がそれぞれ何時間勤務して144万円になるのか。

それから集会所運営委員報酬として120万円、大変高額であります。勤務時間は何時から何時まで何時間になるのか、その勤務状況、仕事の内容について御説明をお願いいたします。

議長(桜井 彪君) 人権共生課長。

〔人権共生課長 飯塚邦男君発言〕

人権共生課長(飯塚邦男君) 御説明申し上げます。

最初に、部落解放愛する会上里支部の人数につきましては118人でございます。部落解放同盟上里支部につきましては38人でございます。

以上です。

議長(桜井 彪君) もう1点。

生涯学習課長。

〔生涯学習課長 庄 邦雄君発言〕

生涯学習課長(庄 邦雄君) 御説明申し上げます。

集会所指導員の関係につきましては現在3名お願いしてございます。月10万円で12カ月、360万円という計算になります。勤務状況につきましては週24時間勤務することで8時間掛ける3日ということで24時間を下らないということをお願いしてございます。

6館の集会所がございまして、1名で2館ずつを面倒見てもらっているということで、お願いしているところでございます。そのうち週1回は必ず役場のほうへ来ていただいて、1週間の打ち合わせ会議をして、その後集会所事業に携わるということでございます。

次に、管理人の関係ですが、管理人につきましても月2万円、6館ありますので、6名掛ける12カ月、従いまして144万円ということをお願いしてございます。特に運営委員長だとか生涯学習課と連絡調整をとりながら館の運営に支障を来さないよう、またかぎの管理、貸し出し、

集会所の破損等があった場合は、即生涯学習課と対応をとりながら修繕していくということ、また先ほど言われたとおり集会所の整理整頓並びに外の除草等もお願いしている経緯がございます。

以上です。

議長（桜井 彪君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

議長（桜井 彪君） そのほか質疑はありますか。

2番齊藤議員。

〔2番 齊藤邦明君発言〕

2番（齊藤邦明君） 2番齊藤です。

132ページ、小学校費、目2教育振興費、節18備品購入費の図書購入費について262万5,000円微増であります。また並びに中学校費の中の図書購入費135ページにおいても67万5,000円と微増であります。なかなか予算組みが難しいところでありながら、微増ではあるもののちょっとは図書を充実させようとしていただいているのかなとありがたく思っているところですけども、これを充てた場合に図書標準はどれくらい達成されるか、もしわかるようでしたらお願いいたします。

議長（桜井 彪君） 学校教育指導室長。

〔学校指導室長 金澤清久君発言〕

学校指導室長（金澤清久君） 今現在手持ちの資料がございませんので、後日説明資料をお持ちしたいと思っております。よろしいでしょうか。

議長（桜井 彪君） よろしいですか。

2番齊藤邦明議員。

〔2番 齊藤邦明君発言〕

2番（齊藤邦明君） ありがとうございます。後日いただければと思います。

多分学校のほうに伺ってみますと、古い図書がまだなかなか廃棄されないような状況でもありますので、購入した際にその数がまた増えるかとは思いますが、それ以上の数が廃棄されなくてはならないものがあると思うのですよね。また廃品回収等でお金を集めながら図書なんかも買っている部分がありますので、さらなる学校図書の充実を望みます。よろしく願いいたします。

議長（桜井 彪君） ほかに質疑はありますか。

3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 初めに補助金の関係で何点かお伺いいたします。説明書34ページ、総務費の総務管理費の中の行政対策費ということで、勤労者総合文化センター運営事業の中で、財団法人上里町勤労文化協会に補助金が1,526万円支出される予定になっております。こちら昨日の全員協議会の中で昨年度からの比較でプラスに、増額になるという理由が主に人件費だというお話を伺いました。これは財団法人としての職員さんを採用するときのいきさつが、給与体系が上里町に順ずるということで、それに伴う増額だというお話ですけれども、そもそも現在指定管理者ということでワープ上里のほうを管理していただいて事業を行っていただいていると思うのですが、この部分についてやはりその中のワープ上里の企画等の増収とかを考えていただき、その中で人件費増額分も吸収していただく方向で考えていただいて、町からの補助金というのは増やす方向でないほうがよろしいのかなと思います。端的に言いますと、補助金の増額について私は余り好ましくないと思いますが、その辺の見解をお伺いいたします。

もう1点の補助金といたしまして、こちらは説明書66ページ、民生費社会福祉費の中の2目老人福祉費になるのでしょうか、社団法人上里町シルバー人材センター運営費補助金ということで326万3,000円の支出が計上されているわけでございます。20年度につきましてはたしか180万円だったのでしょうか、本年度社団法人に移行したということで、事務的にも任意団体から社団法人化ということでかなりの業務が増える中で事務局体制を強化していきたいと。また町としても再任用制度が難しい中で、できればこういったところで退職職員さんの雇用ということも、確保も考えていきたいという中で、事務局分の経費、給与の2分の1程度を補助しようということでの増額だと説明は受けたのですが、そもそもこのシルバー人材センターさん、高齢者事業団当時から積立金も大変多額になってきたかと思えます。

また、年間の売上高と申しますか、これはもう1兆円超ということで一つの事業体としてかなりもうしっかりしてきていると思うのですね。年々の売り上げも増してきておまして。

そういうことを考えますと、近隣の自治体、特に神川町等が規模的に考えても1,000万円、さらに事務局職員がいてるので、そういうところを見ても上里町は少ないと言うにはちょっと説明が弱いかなと思うのですね。事務局を強化していくに当たっても、私は当面それだけの積立金があるのであれば、その中から支出をしていただいて、自助努力でやっていただきたいと考えておりますけれども、その辺の見解をお伺いいたします。

それから、続きまして款7の土木費の中の都市計画費で、3目の施設公園費ですね、ページで説明書115ページになりますか。上里ゴルフ場管理事業ということで、積立金で公共用地及び施設取得基金積立金ということで3,172万1,000円を計上しているわけでございます。こちらは上里ゴルフ場のリバーフロンティアからですか、管理許可の関係ですね、そちらからいただいて、登記費用その他土地代、賃借料等を差し引いた分を基金で積み立てていこうということ

でございます。こちらはそういう目的でそれ以外に使わないよということで積み立てられていると思うのですけれども、こちらはちょっと要望ですかね、要望ということはおかしいかもしれませんが、ぜひこのちょっと当初予算という形で出されてくるのであれば、もう少しちょっとわかりやすい資料を添付していただくとありがたいなと思いますね。

と言いますのは、これを見ますと21年度女性センター駐車場の土地を買おうということで、こちらの基金から支出されるわけじゃないですか。ぱっと見ますとここで繰り入れても、それ以上のものが繰り出されているということで、イメージ的には同じ通帳の中に出し入れしているだから差し引きマイナス、こういうことになると、ではほかにこういう事例があったらこれ使うということも可能なのかなと思いかねない部分がございます、私も事実そのような誤解をされていまして、ぜひ基金の一覧の中に、また大科目の中で公用地及び施設取得基金というあれがあって、さらにその中に中項目とかでゴルフ場分とかという、この説明でもう一つ資料をつけていただくと多くの皆さんが理解しやすいのかなと思いますので、そういうふうに思いますし、またそういった流用ということはないのですけれども、その中で積み立てられたもので、今度は例えばワープの駐車場、これも買うことになっている、ではそこから支出しようかということはないということによろしいのですよね。あくまでもゴルフ場分で積み立てた分はここへずっと積み立てていくと。その辺の確認を。

以上3点をお願いいたします。

議長（桜井 彪君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 34ページの勤労者総合文化センターの関係について、説明させていただきたいと思うわけでありましてけれども、御承知のとおりこの事業団ができるときに国との話し合いの中で勤労文化センターをつくれということで設立をされた財団であるわけでありましてけれども、規模的に500人という規模であるわけでありまして、なかなか運営面でそこで独自にその事業をやって採算が合うような事業をやるかということ、なかなか難しい部分があるということでございます。これが1,000人とか1,500人の大きい場所であればそれなりの方を呼んでそれなりの料金を取られて、それなりの収入はあるのでしょうかけれども、今ワープがいろいろ事業をやっておりますと大体よくいって7割ぐらい、事業を行った7割ぐらい、悪いときは半分ぐらいの収益きりないということでございまして、独自に事業をやればやるほど赤字が出てくるという部分でありまして、その部分を町が事業費として援助していくというようなことになっているわけでありまして。

事業団の中の理事会でもその辺のところは何回となく議論はされてあるわけでありましてけれども、なかなかそういう部分で難しい部分があると、そういうことでございまして、町の公の

施設でございますので、学校等々の事業等には無料で使っていただいて、そういう福祉の向上には役に立っているというふうにするわけでありませう。

そういうことで、この勤労者文化センターは独立させていくということは、非常に難しい部分があるということでございます。この中で委託費につきましては、これはあくまでも直行の費用でございます、電気料だとかそれからガスだとか、それから施設の維持管理の委託だとか、そういうような直接経費でございます、これが民間に委託した場合には、やはりこれ直接経費に人件費が入って利益が入ったものが民間の委託になるというふうになるわけでありませう。そういう意味でこのところで2つに分けてございますけれども、それらが総合された費用であるというふうにするわけでありませう。

ただ、民間のほうが現実には賃金の問題もあるわけでありませうから、現実安くなるだろうとは思いますが、そういう今の段階ではそういうようなことであるというふうにするわけでありませう。また民間でもなかなか500人程度のあそこを委託されて指定管理者制度でやっていただくことはなかなか難しいかなというふうにするわけでありませう。いずれにしても、今言われたことも十分理事会の中で議論させていただいて、できる限りそういう方向でやれるよう、また、その大きい事業ではなくて小さい講座的なものでちゃんとできないかということも踏まえて対応していきたいというふうにするわけでありませう。

それから、66ページの上里町シルバー人材センターの運営の関係でございますが、これ今回326万円出ささせていただいているわけでありませうけれども、事業団からシルバー人材センターという形で法的に認められる財団になったわけでありませう。やはり事業団として今まで資金等々も運営があったわけでありませうけれども、それらの課税の問題やら、またそこで事業を行っております派遣事業についてもやはり法に触れることのないように、やはりシルバー人材センターとしてきちとした形で運営していくことがいいということでございますので、そういう対応をとらせていただいたわけでありませう。

事業団に今資金が幾らあるかというのははっきりここでわかりませうけれども、今までは資金についてはやはり運転資金というものが、どうしてもあれだけの事業をやる場合には必要になってくるわけでありませう。仮に会社等請け負って事業を行いますとやはりそれから金が入ってくるまでには2カ月、3カ月という部分もあるだろうと思はせう。そういう意味でその中ではやはり働いている方々には、すぐその月には支払いをしていかなければならないということでございますので、やはりそういう意味での運転資金というものは、ある程度確保する必要があるわけでありませう、これはどこのシルバー全体についても同じことを言えるだろうと思はせう。そういう意味であるわけでありませうけれども、これはやはり先ほど言われるようなひとりで立ちできるようにすれば、これは当然町の補助金は要らないわけでありませうから、その辺

のところはやはり考えていく必要はあるだろうと思いますけれども、当面育成する段階としてこのような形で支出をさせていただくということであるわけでありまして。

事業団も今事業費の恐らく5%だと思いましたが、取られているようでありましてけれども、その額が全体、よその市町村から見るとちょっと少ないようでありまして。そういう意味でももう少し取る方向も考えているような話も承っておりますので、それらを踏まえてこれからよく状況を把握し、また補助金を出すわけですから町もそれなりの財政状況を関与して取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

それから、115ページの公共用地及び施設取得基金の関係でございますが、ちょっとこれに先ほど言われたとおり、こんなところにゴルフ場の用地取得金とか何とかと入れておけば、よかったのかなというふうに思いました。これは次回からそのような対応をさせていただきたいと思っております。

これについても特別にこの公共用地取得基金の別に特別にまた基金を設置しようかということで、内部では随分検討したのですが、余り煩雑に幾つも幾つも基金の項目を設けることは、余り芳しくないだろうと。また本来であれば、私が考えるのは、本当は財政調整基金が一つの基金でございまして、これがひとつ公の多くを組み入れているわけですから、本来はそれが一つであるべきですが、やはり明確化をするために、こういう分散化をしているということございまして、同じ公共用地を取得する基金をまた設けるということはちょっと不合理だろうということで、今回公共用地取得基金の中に一括して積み立てをしていくということになったわけでありまして。

これは決算の中ではきちっとその一般の公共用地取得基金とそれからゴルフ場の基金というものをきちんと分けて、2段にして分けて決算報告のほうはさせていただくと。開発基金と同じような形で整理をさせていただくということをひとつ御理解いただきたいというふうに思うところでございまして、なおかつこの金は今現在これを他に流用することは考えておりません。

以上です。

議長（桜井 彪君） よろしいですか。

納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 先ほどの委託のほうの話で、再質問ですけれども、こちらの勤労文化協会のほうですか、指定管理者ということで管理をしていただいて委託をするわけですね。そこで委託金として1,270万2,000円という支出があるわけですが、あとこの他に委託といったしましては、社会福祉協議会にも老人福祉センター等の委託をされているかと思うのですが、

ちょっと歳出での質問に適するかどうかかわからないですけれども、こう委託をして委託金を払っています。そこで、老人福祉センターにしてもこちらのワープにしても、使用料とか出てくると思うのですね。その部分になってしまうと歳入の質問になってしまったの外れかもしれないのですけれども、日々上がってくる歳入の管理はこの委託をして委託金を払っているのですから、当然そこが管理をしていく中で例えば月に、その処理ですか、ちょっと歳入になってしまふようなところであれですけれども、歳計現金とかどのような取り扱いをということ委託をされているのか教えていただければと思うのですけれども、日々会計課に持ってくるということはまずないですよ。お願いいたします。

議長（桜井 彪君） 老人センター所長。

〔老人センター所長 橋爪重雄君発言〕

老人センター所長（橋爪重雄君） 御説明いたします。

老人センターにつきましては施設の使用料、また電話の使用料につきましては毎月会計のほうへ収入として納入しております。

以上でございます。

議長（桜井 彪君） まち整備課長。

〔まち整備課長 赤見省三君発言〕

まち整備課長（赤見省三君） 御説明させていただきます。

駅北の駐車場及び駐輪場の関係でございますけれども、これにつきましては駐車場につきましては大体固定した方にお貸ししております。また、駐輪場につきましては固定した方、あるいは日が変わりで駐輪している方等がございます。これについても町のほうへ収入として、駐車場の使用料として町の会計のほうに入っております。今年度予算は予算書の中を見ていただければおわかりだと思いますけれども、781万5,000円ほど歳入を見込んでおります。

以上でございます。

議長（桜井 彪君） 3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 3回目の質問になるのでまとめてお話しさせていただくのですけれども、今の質問だと歳入のところですべき質問だったのですけれども、今私の質問の趣旨としては、そのお金の取り扱いを委託先がやられていると思うのですが、それを毎月入れているということになってきますと、その間のお金の管理だとか、そういったところの責任も含めて委託という形でやられているのかと。

町のことであれば日々会計課のほうにお金が入っていくわけでしょうけれども、毎月となりますと老人センターにおいても、幾らかの無料ではない方の使用もあるということで、それを

毎月その委託先の社協の方ですかね、老人センターは。そちらがお金を管理されて月集めて持っていくのか、そこまでを含めての委託という形で出されているのかと。自転車の駐車場の関係でも利用料を委託先が月々保管をしておいて、それで毎月会計のほうに入れるという形の、その保管まで含めて委託なのかということで歳出の部分で今回取り上げさせていただいたのですけれども、その再質問が1点と、最後ということで、もう少し3回目ですのであれなんですけれども、今回の一般会計予算を見ますと、基金繰り入れ、それから町債の起債ということで、6億7,300万円ほど家計で言えば借金が増えて貯金が減っているという形になりますね。ただそれとはまた相対するところで、基金の積み立て、要するに貯金もしているわけですね。これがゴルフ場の関係、それから中学校の関係で、それから財調の法定の部分ということで5,200万円ぐらいですか。

それとさらに借金はしているけれども、返している部分もあるよということで、金利分、利子分を除いて元本を5億7,000万円ぐらい返しているということで、トータル6億2,564万円ぐらい貯金をして借金を返しているという計算になると思います。

そうしますと純然たる収支的には5,000万円ぐらい差し引き町の赤字分が増えているという計算になるのですかね。基金を取り崩し分、それから新たな起債分、そこから基金に積み立てている分、起債の元本を返している分と差し引きすると、その5,000万円ぐらい町が財政的には赤字といいますか、赤字という言い方ではないですかね、5,000万円ぐらいトータルするとマイナスになっているという、こういう予算の組み方に対して、このまま続いていくと当然財調とかどんどん減っていってしまう形になると思うのですが、この5,000万円部分のマイナスがあるということに対しての予算組みについて、町長の基本的な見解をお伺いしたいと思っております。

最後に、先ほど歳入のところでコンビニ収納についてお伺いさせていただきました。現金で納付されている方が12、3%程度コンビニ収納のほうに移行するのではないかと、住民サービスという面で非常にこれは大きな成果が上がると思うのですけれども、やはり手数料が口座振替よりも6倍かかる、コンビニ収納に伴う印刷物に対して100万円ぐらいプラスになる。またそういった機器の導入等でも120万円ですか、こういったお金がかかるという中で、住民サービスと、かかる費用の費用対効果という部分について、町長はどのようにお考えになっているのかという、その点3点ですか、お伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 予算上、全体的には5,000万円ぐらいマイナスであろうと。そういうような見解でございますけれども、これはやはり経常経費はどうしてもかかるわけございま

す。今回非常に税収が少ないということで、法人税が非常に3割から4割近く少なくなってしまうだろうと、そういう予算の中でございますけれども、通常経費はやはりそれなりにかかってしまうということで、今回財調のほうから1億円くらい取り崩しをしている、そういうことの中での予算組みであるわけでございますけれども、これはやむを得ないのではないかなと、そういうふうに思っておるところでございます。

それから、コンビニ収納の件につきましては、それほどの税収の効果が期待をできることも1割くらい期待はできるのでしょうかけれども、ただ、住民へのサービス、そういう面が一番大きいのではないかなと。そういう形の中で今度はコンビニから振り込みができるようにと、そういう形の中で取り組んだわけでございます。

議長（桜井 彪君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 使用料の関係について御説明させていただきますが、ワープ上里におきましては駐輪場とそれからその館の収入があるわけでありましてけれども、それらの収入についてはその都度、町のほうに納入をしているということであるそうでございますので、その保管はしていないと。一時的にその日にかかれてその日の夕方には納めるのでしょから、その管理はあるでしょうけれども、それを保管しているということはないというふうに聞いておりますので、その措置だということで御理解いただきたいと思えます。

ただ、先ほど申し上げました老人センターについては、1カ月まとめて会計のほうに納めているという状況であるそうであります。額は小さいのですけれども、そういう状況で、これは余り好ましいことではないわけでありまして、それらについては是正措置を考えていきたいというふうに考えておりますが。

議長（桜井 彪君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

14番小暮敏美議員。

〔14番 小暮敏美君発言〕

14番（小暮敏美君） 何点かお聞きします。

説明書の30ページの公有財産購入費の、これは女性センターの駐車場だ、そういうふうに説明を聞いたのですが、私とすればやはりまずこの購入の平米数と単価ですね、お聞きしたいのと、やはり私とすれば、この場所は今買うべきではないというふうに思っておりますが、ただやむを得ず仕方なく買わなければしょうがないのかなというふうには思っているのですが、町としてはどういう考えで購入したのか。私はやはり近くに小学校、教育長がいるのですが、小学校があって、そこのところを代用として使えればなというふうに思ったのですが、やはりそ

れも大変難しいのかなというふうに思いますので、どうしてもやむを得ずであったのかお聞きしたいと。

それと、その下の31ページ、きのう全協で質問したのですが、庁舎管理事業、こちらのきのうのお話ではガラスの目地というのですか、パッキンというのかな、そのところの交換の時期に来ているのではないかなというふうに思うのですが、どうなっているのか答弁願いたいと。

それと、67ページ、巡回バスですが、こちらはずっと3年間委託料ですから委託してしまえば別にどうってことない。そちらの責任だよ、勝手だよと思うのですが、いかんせん、こういう昨年からのいろいろな高騰しているものがありますし、消耗品等も高くなっていると思うのですが、この3年間ずっと委託料が同額であります。そうなるとかなり厳しい運営、場合によったらお使いになる方に対してやはり配慮が足りなくなっているのかなと。そんな中でぎりぎりの中でやっているのかなというふうに思うのですが、どういうふうに町としてはただ単に委託してそれっばなしなのか、どういう報告を受けているのかお聞きしたいと。

それと、これ全部聞かなければならないのですよね。

それと、最後166ページの上里町土地開発公社借入金債務保証、この件ですが、借り入れが、昨年2年の借り入れということで借りかえをしていると思います。そうしますと今年1年間この件に関して何にもせずに終わってしまうのかなというので、あえて質問させていただきます。

これの当初の債務保証をしておりますし、金額3億8,000万円借り入れをしているかなと思います。その当初の借り入れ日、それと今までの利率、金利、それと満期日等をもう一度教えていただきたいと。それと今平成19年の12月25日に都市インベストとの契約が白紙になりました。やはりこの今の情勢になりますとやはり白紙にしてよかったなというふうに私自身思うし、恐らく町民の方々皆さんも思っていると思いますが、今現在こういう世の中の情勢になって、町長は今どういうふうにお考えに、白紙になった時点でどういうふうに考えているのか御答弁願いたいと思います。

議長（桜井 彪君） 4点ありますけれども。町長から。はい。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 最後の都市綜研との白紙の件でございますけれども、白紙になってどう考えているかというような御質問であったのだと思うわけでございます。これは白紙になったことは諸般のいろいろの事情がございまして、やむを得ないのかなというふうには思っておるわけでございますけれども、当然白紙になる前にそのまま白紙にならずに、何とか県のほうも御理解をいただいた中で、順調に進めばなお良かったかなというふうに思っておるところでございます。白紙になった以上これはしようがありませんから、まず一から出直そうというこ

とで、先般も御説明を申し上げておりますように、下り線については工業誘致を進めていこうと、こういう経済情勢の中で大変厳しい状況の中でございますけれども、企業局といろいろ手だてをしておるわけでございます。

つい二、三日前でございますけれども、企業局のほうから土地をどういう状況かということで、調査にも来て見ていただいておりますけれども、これからも企業局といろいろ御指導いただきながら、全力を尽くしてやっていきたいというふうに思っておりますのでございます。

議長（桜井 彪君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 公有財産の購入費の4,331万5,000円の関係でございまして、御指摘のとおり女性センターの前の駐車場であるわけでありまして、そこについては地権者の方に御理解いただいて、今まで借地をしてきたわけでありまして、地権者の方がどうしてもこれを現金化したいという強い要望でございまして、町が買わなければ民間の住宅地として売却したいというような要望があったわけでありまして。

町としてもそれらを踏まえた中でいろいろと検討し、またいろいろな団体の方々、あそこを利用されている人たちの意見も拝聴した中で、やはりあそこ以外の適当な場所がないということで、ぜひそこを確保してほしいというような強い要請もございまして、それらを加味した中で町としてもやむを得ず、小暮議員さんが言われるとおり、町としても本当は今の時期のこの厳しい中で買うということは本来考えられない。また値段も下がるときでもございまして、考えられないわけでありまして、そういう将来それを逃してしまえば他に土地を求めることができないというような、やむを得ない判断から今回こういう措置をとらせていただいたということでございまして、その点はひとつ御理解を賜りたいというふうに思います。

面積については担当課長のほうから説明させます。

それからもう一つ、マイクロバスの関係でございまして、これも御指摘のとおり利用者の問題もいろいろあるわけでありまして、今契約をして今年の21年度までであるわけでありまして、その間金額については変更しておらないわけでありまして、基本的に委託をしたわけですから、その時々々の経済情勢というものは、やはりそれは事業者が理解をしていただく以外には、ほかのこともすべてそうですから、していただかなければならないわけでありまして、事業者からは何とかしてくれないかというような御意見はありました。中でも検討した結果、他との兼ね合わせもございまして、それで我慢してほしいということをお願いをした経緯があるわけでありまして、これのあり方について真剣に今度考えていくことをしていきたいというふうに考えておりますが。

議長（桜井 彪君） 総務課長。

〔総務課長 植原育雄君発言〕

総務課長（植原育雄君） 御説明いたします。

女性センター、七本木児童館の駐車場用地の関係でございますけれども、まず土地の所在につきましては上里町大字七本木字本郷中の1525番地の1と2でございます。地積につきましては1,935平米となっております。坪当たり単価の関係でございますけれども、近傍宅地の土地の鑑定評価額が出ておりまして、この土地につきましては宅地造成された土地でありますので、この土地の価格から土地の造成費を鑑定評価額より減額をしまして、算出するわけでございますけれども、この土地の造成費につきましては約15%の減額を見ております。近傍宅地の土地の鑑定評価額につきましては坪当たり単価8万6,611円でございますけれども、それから15%の減額をいたしますと7万3,619円、坪当たり約7万4,000円ということでございます。平米当たりの単価につきましては2万2,385円、これに地積の1,935平米を掛けますと4,331万4,975円ということで、予算額が4,331万5,000円となっているわけでございます。

それから、町庁舎のガラス防水シールの交換についてでございますけれども、一般的に防水シールの寿命は5年程度と言われております。しかし、それ以上の期間について一般的に寿命がもつとも言われております。雨漏りなど局所的に出てくるようであれば、補修または部分的な交換等工事を考えてまいりたいと思っております。財政状況も厳しい状況でありますので、ある程度まとまった予算を計上して、防水シールの交換もいたしたいところでございますけれども、なかなかできないのが現状であります。

今後全体的な劣化状況等を見ながら局所的に発生したものにつきましては、部分的に補修し、多く発生が認められれば中規模改修等考えていかなければならないと思っております。御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（桜井 彪君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 高野正道君発言〕

総合政策課長（高野正道君） 166ページの債務負担行為の関係でございますけれども、御質問の事項の一番上の上里町土地開発公社借入金の債務保証の関連でございますけれども、これについては公社から銀行への返済保証ということでございますけれども、平成20年度現在で借入額でございますけれども、3億8,155万3,025円でございます。これについても各金融機関の見積もり合わせによりまして「JAひびきの」に今までお世話になっておるところでございます。

金利の関係でございますけれども、金利については平成20年度の借りかえのときには1.26、

平成19年度が1.0%、平成18年度が0.58という形でございます。これはそのときの変動等によりまして最低価格ということで、「JAひびきの」にお世話になっているわけでございます。

次に、借り入れ日の関係でございますけれども、20年の借り入れ日につきましては直近が21年の3月6日ということでございます。これについては補償費という形で、墓地等の補償についての借り入れを行っているところでございます。

20年度につきましては昨年の8月に3億7,927万1,640円ということで借り入れを平成20年の9月1日で借入期間を2年、固定金利ということでお世話になっているところでございます。

次に19年度については19年度の借り入れ日については20年3月14日、18年度については借り入れ日が18年の9月、11月、3月という形で借り入れをしているところでございます。

なお、借り入れの内容については土地代金、事務費ということで契約のときの印紙代、また不動産の鑑定委託料、役務費等々でございます。

議長（桜井 彪君） よろしいですか。

その他、ほかに質疑はありますか。

なければこれで閉めますけれども、よろしいですか。

〔発言する声なし〕

議長（桜井 彪君） 質疑がないようですので、以上で平成21年度上里町一般会計予算についての質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず原案反対の方の発言を許可いたします。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 13番の桜井正です。

平成21年度の一般会計予算に反対する討論を行います。

平成21年度上里町一般会計予算は、歳入67億6,000万円ですが、そのうち町民税14億8,493万円は前年度に比べまして2億2,751万8,000円の減額であります。これは世界的な経済不況で、町内の企業でも法人税で1億2,693万4,000円、個人町民税も1億円の減収によるものようでもあります。

しかしながら、予算には計上されていませんが、同和減免として固定資産税を535万円減免しております。町県民税の減免はなくなりました。固定資産税の減免も平成21年度今年度で廃止になるようであります。しかしながら、この最後の年でありますが、平成21年度でも6万円を限度として20%の減免と大変改善されてきておりますが、また今年度で、もうこういう特別減免は終わりということになって、大変喜ばしいことではありますけれども、この大変な経済

状況の中で、最後になったけれども、21年度も535万円減免いたすという予算であります。

次に、もう1点指摘したいのは、住宅資金貸付金の返済金が7,400万円滞っていると。これは税金ではないわけで、住宅をつくるのだから、住宅を改修するのだからということで、町が個人に貸したお金であります。その貸し付ける条件として、運動団体の支部長の判こがあればそれで十分ということで、町が貸し付けたのが、昨日の説明でももう保証人も亡くなっていないよと、借りた人も返済してくれるかどうかわからないよと、職員は一生懸命努力していますよと、そういう説明であったけれども、町が貸し付けたお金が、貸したお金が期日を過ぎても返せない。その責任は一体どこにあるのか。だれにあるのか。そのときの状況、今とは違いますがけれども、しかし唯一の保証として運動団体の支部長がはんこを押してあったと。そのはんこ一つで町が貸した。その運動団体に今でもっとも多額な補助金を出している。そういう実態は改善されていない。

今、町を挙げて行財政改革に取り組み、町長や副町長、教育長の給料をカットしてまで非常勤特別職の費用弁償を削ってまで一生懸命行財政改革に取り組んでいる最中であるのに、もう既に国の法律が終わって数年もたっている中で、町では町独自に同和対策事業として、町の金を支出している。同和対策事業においては、行財政改革に取り組まない。これがこの予算の実態ではないでしょうか。

さらに隣保館長の報酬が252万円、生活相談員の報酬が120万円、そして集会所事業の指導員3人に360万円の報酬。6館の管理人に対して144万円支払っております。中央公民館長の報酬が先日の条例改正で150万円、地区公民館長が120万円に比べても多額であり、均衡性を欠くものだと思います。生活相談については年間わずか数十件の生活相談ということであり、地域の民生委員は無報酬でもっと多くの生活相談にのっておられると聞いているところであります。

また、集会所については同和教育施設としてではなくて、同和教育集会所はそういう位置づけはやめて、地域のコミュニティー施設として活用していただきたい。そうすることによって集会所指導員の報酬も管理人賃金も要らなくなります。

以上の理由によりまして、平成21年度の上里町の一般会計の予算に反対をするものであります。

以上です。

議長（桜井 彪君） 次に、原案賛成の方の発言を許可いたします。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第27号 平成21年度上里町一般会計予算についての件を起立により採決いた

します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（桜井 彪君） 暫時休憩にいたします。

午前10時39分休憩

午前11時00分再開

議長（桜井 彪君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第34 町長提出議案第28号 平成21年度上里町国民健康保険特別会計予算について

議長（桜井 彪君） 日程第34、町長提出議案第28号 平成21年度上里町国民健康保険特別会計予算についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 最初に予算書の15ページをお願い申し上げます。

議案第28号 平成21年度上里町国民健康保険特別会計予算であります。平成21年度上里町国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算についてであります。第1条歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,813万4,000円と定めるものであります。また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであります。

一時借入金についてであります。第2条地方自治法第235条の3、2項の規定による一時借入金の最高限度額は5,000万円と定めるものであります。

歳出予算の流用についてであります。第3条地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を利用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の流用とするものであります。

続きまして、16ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算」であります。最初に歳入予算といたしまして、款1国民健康保険税から款11諸収入まで款項ごとに予算額が記載をされているところでございます。歳入合計は25億3,813万4,000円となっているところでございます。

続きまして18ページからでございますけれども、歳出予算として款1総務費から款11の予備費まで款項ごとの予算額が記載されているところでございます。歳出合計で歳入額と同様、25億3,813万4,000円となっているところでございます。

平成21年度上里町一般会計特別会予算に関する説明書169ページをお開きいただきたいと思います。

事項別明細になりますけれども、169ページ、上里町国民健康保険特別会計予算に関する歳入歳出予算の事項別明細について説明を申し上げたいと思いますが、歳入につきましては171ページから、また歳出につきましては178ページからが詳細が記載されておるところでございます。主な内容について御説明を申し上げたいと思います。

国民健康保険税については一般被保険者並びに退職被保険者等の医療給付費分、それから後期高齢者支援費分、介護給付金分の現年度課税分と滞納繰越分であります。昨年当初より477万9,000円減額で、6億8,649万7,000円の予算計上でさせていただいております。

一般被保険者の国民健康保険税が景気の低迷等の影響により、昨年と比較いたしまして1,042万6,000円の減額となる見込みを立てているところでございます。

続きまして国庫支出金であります。国庫支出金につきましては、療養給付費等の国庫負担金と普通調整交付金の国庫補助金であります。昨年よりも2億2,614万8,000円の増で7億9,786万6,000円となっているところでございます。医療費の増に伴い国庫支出金も増えているわけです。

国庫支出金のうち国庫負担金の療養給付費負担金については、療養給付費や療養費、それから前期高齢者納付金、老人保健医療費拠出金、介護納付金、それから後期高齢者支援金など支出見込み額のおおむね34%相当額でありまして、6億4,773万6,000円となっているところでございます。

また、国庫補助金につきましては、普通調整交付金として療養給付費等負担金と同様に、療養給付費などの支払見込み額のおおむね7%相当額、1億3,345万5,000円の予算計上をさせていただいているところであります。

続きまして、款4の療養給付費交付金ですが、これは退職被保険者分の療養給付費等の支出額から退職被保険者分の国民健康保険税を差し引きいたしまして残額を社会保険診療支払基金から交付されるものでございまして、昨年、現年度分、過年度分を合わせまして1億2,551万4,000円の予算計上です。

続きまして款5の前期高齢者交付金ではありますが、65歳以上75歳未満の医療保険、国庫被保険者保険の加入者にかかわる療養給付費及び後期高齢者支援金について、保険者分の前期高齢者分の偏在による負担の不均衡を調整するため、国民健康保険及び被保険者の各保険者がその加入者数に応じて負担する費用負担の調整を行うために、診療報酬支払基金から支払われるものでございまして、3億466万4,000円を計上したところであります。

続きまして、款6の県支出金ではありますが、高額医療費共同事業及び特定健康診査等の県費負担金、財政調整交付金等の県補助金でありまして、昨年よりも3,230万2,000円の増の1億3,326万2,000円となっているところであります。高額医療費共同事業負担金につきましては、国庫負担金と同様4分の1相当額でございまして、1,498万3,000円の計上であります。

また、普通調整交付金につきましては、療養給付費等負担金と同様に、医療給付費など支出見込み額のおおむね6%相当額、1億1,430万6,000円であります。そのほか、特別調整交付金につきましては、医療費適正化のためレセプト点検員の賃金や医療費通知書の経費3分の1相当額でございまして、200万4,000円の計上であります。

続きまして、款7の共同事業費交付金でございまして、市町村から拠出金を財源に都道府県及び全国単位で費用負担の調整を行い交付されるものであります。高額医療費共同事業交付金につきましては、1件当たり80万円を超える高額医療費に対しまして、また保険財政共同安定化事業交付金につきましては、1件当たり30万円を超える高額療養費に対しまして費用負担の調整を行い、交付をされるものであります。

高額医療費共同事業交付金、4,799万7,000円、保険財政共同安定化事業交付金2億8,239万9,000円、合計いたしまして3億3,039万6,000円の予算計上となっているところでございます。

続きまして、款9の繰入金につきましては、一般会計から保険基盤安定や職員の給与費等に対する繰入金でございまして、1億3,047万1,000円及び基金からの繰入金10万1,000円となっているところでございます。

款10の繰越金につきましては、昨年度同様2,500万1,000円を予算計上いたしましたところであります。

続きまして款11の諸収入ではありますが、保険税の延滞金の300万円、特定健康診査の受診者負担金135万円を計上し、預金利子や滞納処分費、それから第三者納付金等は科目設定をさせていただいたところでございます。

歳入合計につきましては昨年度よりも4億4,345万6,000円の増でありまして、25億3,813万4,000円でございます。

続きまして、170ページ歳出をお願いしたいと思っておりますが、款1の総務費につきましては、総務管理費として職員給与やレセプト点検員賃金、電算事務委託金などの事務経費と、埼玉県

国民健康保険団体連合会の負担金でありまして、6,505万3,000円であります。徴税費として国民健康保険税の賦課徴収にかかわる事務費、790万7,000円及び国民健康保険運営協議会費や趣旨普及費などの経費といたしまして、7,391万6,000円の予算計上をしているところでございます。

昨年より2,302万9,000円の増となっているところでございます。これは特定健康診査を行うため職員数を3名増員したことが主な内容であります。昨年は補正予算でこの分については対応させていただいておるわけでありまして、

続きまして、款2の保険給付費であります。一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費及び療養費、それから高額療養費や出産育児一時金、それから葬祭費などでありまして、医療費が増加しているため昨年より3億2,189万8,000円の増、15億2,313万1,000円の予算計上となっているわけでありまして。なお、平成20年度から高額介護合算療養費制度が始まりまして、療養費と介護費の自己負担額が1年間を通じまして限度額を超えた場合には、超えた部分の金額は支給されるわけでありまして。当初予算では一般被保険者高額介護合算療養費233万円、退職被保険者等高額介護合算療養費116万5,000円を予算計上したところであります。

続きまして、款3の後期高齢者支援金につきましては、75歳以上の後期高齢者の方の医療費、それから4割相当額を各保険者が被保険者数に応じて負担するものでありまして、事務費を含めまして3億5,215万8,000円を予算計上いたしたところでございます。

続きまして款4の前期高齢者納付金につきましては、納入の前期高齢者支援金と同様、前期高齢者の方の医療費の各保険者間の偏在を調整するため、納付するものでありまして、事務費を含め112万9,000円であります。

続きまして、款5老人保健拠出金につきましては、平成20年度より後期高齢者医療制度に移行したことにより、平成20年2月以前の診療部分に対する精算額でありまして7,861万6,000円を計上したところでございます。

続きまして、款6の介護納付金につきましては、介護第2号被保険者数に応じて納付するものでありまして、平成19年度の精算分を含め、1億5,270万6,000円の予算計上であります。

続きまして、款7の共同事業拠出金につきましては、高額な医療について都道府県単位、全国単位で財源をプールにし、保険者の運営基盤の安定化を図るため拠出するものでありまして、高額療養費共同事業医療費拠出金5,993万4,000円、保険財政共同安定化事業拠出金2億7,064万3,000円、合計いたしまして、4,878万3,000円の増で3億3,058万円を予算計上したところでございます。

続きまして款8の保健事業費であります。特定健康診査事業費、それから保健事業費がありまして、2,018万1,000円の予算計上であります。

特定健康診査につきましては、受診率25%、1,350人分を予算計上させていただいております。

また、保健事業費といたしまして、人間ドック等の予防検診補助金がありますが、国民健康保険加入者の方の人間ドックの補助金につきましては、近隣市町村並みの単価に引き下げをさせていただいたところでございまして、これはお話ししたとおりであります。

人間ドックの補助金につきましては2万9,000円から2万5,000円に、また脳ドック補助金につきましては3万5,000円を3万円に引き下げたものでございます。

10款の諸支出金につきましては、保険税の還付金でございまして、261万6,000円であります。そういうことになりまして、歳出合計は歳入同様、25億3,813万4,000円となっております。

以上で、平成21年度上里町国民健康保険特別会計予算の提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。事項明細につきましては担当課長のほうから説明をさせます。

議長（桜井 彪君） 次に、担当課長より補足説明を求めます。

なお、そのまま座ったままの対応で結構です。

税務課長。

〔税務課長 福島雅之君発言〕

税務課長（福島雅之君） それでは、座ったまま説明させていただきます。失礼いたします。お手元の資料の予算に関する説明書、171ページをお開き願いたいと存じます。

まず、歳入の関係でございます。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税のところからでございます。1節でございますが、医療給付分現年課税分でございます。これは先日も一般会計の収入のほうが今確定申告ということで、税務課でとらえている概算という形をさせていただきました。基本的には医療給付分につきましては所得割5.2%、資産割35%、均等割1万2,000円、平等割1万6,000円という形になっております。

その調定見込み額につきまして、その金額に対して平成20年度は決算が未定でございますので、平成19年度期の収納率を参考とさせていただいております。したがってその見込み額につきまして、19年度の収納率を0.9176という結果でございますので、その金額を掛け合わせたものが4億1,587万6,000円という内容でございます。

同じく後期高齢者関係の現年課税分でございますが、これにつきましては所得割が1.7%、均等割額9,000円という形の中で計算をさせていただいております。先ほどと同様に調定見込み額に対しまして、19年度決算額、同じ比率0.9176を掛けさせていただきまして、1億2,709万2,000円を計上させていただいたところでございます。

続きまして3節の介護納付分現年課税分でございますが、同じく調定見込み額に19年度決算

額0.8998という数字になりますけれども、この金額を計上させていただきまして、3,859万9,000円とさせていただいたところでございます。

4節の医療費給付分の滞納繰越分につきましては、現在3カ年間の平均的な収納額を計上させていただいたところでございますが、現年分の調定から納入された残りが滞納分になります。その滞納分と今までの総額の滞納分を合わせますと、平成20年度末につきましてはおおよそでございませぬけれども、2億9,600万円ほどになります。逆算いたしますとその金額の11.8%、3,500万円を計上させていただいたという内訳になっているわけでございます。

5節の介護納付金分滞納繰越分でございます。計算の方法は同じでございますが、全体では2,360万円ほどになるのかなというふうに考えております。おおむねそのうちの10.6%相当ということで、250万円を計上させていただいたところでございます。

また、6節の後期高齢者支援金分滞納繰越金については、初年度でございますので、まだ結果が出ておりません状態でございますが、現在調定から現在収納額を差し引いた1,700万円相当が滞納繰越分になるのではなかろうかというふうに推測しております。その部分につきまして5.3%程度ということで90万円を計上させていただいたところでございます。

比較的には国民健康保険税の本年度との前年度の差でございますが、1,000万円の減となるわけでございます。

続きまして、2目の退職被保険者国民健康保険税でございます。一番上の1節につきまして、医療給付分現年課税分でございます。こちらにつきましては所得割が5.2%、資産割35%、均等割額1万2,000円、平等割額1万6,000円という内容になっておるわけでございます。考え方につきましては調定額を計上させていただきまして、同じようにその年度の収納の率を掛けさせていただきまして、4,300万1,000円を計上させていただいたところでございます。

ちなみに19年度の収納率が99.22%ということでございます。

2節の後期高齢者支援金分現年課税分につきましても、同様の計算をさせていただきまして、同様の収納率を掛け合わせていただいた数字が1,311万5,000円となるわけでございます。

3節の介護納付金分現年課税分でございますが、同様に同じ調定額に対して比率を掛け合わせていただいたものでございます。その結果が902万4,000円ということでございます。

ちなみに後期高齢者分の内訳につきましては、所得割が1.7%、均等割が9,000円、介護納付分につきましては所得割1.3%、均等割7,000円というような数値でございます。

4節につきましては、過去3年間の平均収納額を並べまして、120万円を計上させていただいたところでございます。今現在平成20年までの累計の滞納額480万円、本年度平成20年度でこのくらい滞納になるのではなかろうかという数値が80万円、合わせて560万円の金額から21.4%という数字でございますが、120万円を計上させていただきました。

同じく5節介護納付金の繰越金でございますが、金額につきましては10万円を計上させていただいております。これも過去の3カ年間の平均収納額という形の中で計上させていただいております。

ちなみに現在の累計の滞納額と今年度の滞納額になるであろうという数字を合わせますと約51万円の滞納額になるかというふうに考えております。おおむねその金額の19.6%が10万円相当に当たるという内容でございます。

6節の後期高齢者支援金分滞納繰越分でございますが、これも本年初めてでございますので、先ほど国民健康保険税の中で説明させていただきました90万円の10%ということで、9万円を計上させていただいたところでございます。ちなみに推計でございますけれども、退職者被保険者国民健康保険税につきましては560万円ほどの増という形にさせていただきました。

1の国民健康保険税と被退職者保険税の合計でマイナスの477万9,000円が比較の減額とさせていただいた内容でございます。

続きまして、次のページ、172ページでございます。使用料の関係でございますが、2目の督促手数料というところ、科目設定でございます。平成15年度以前の税分が適用となっている関係で、納入があった場合ということで、督促手数料につきましては科目設定をさせていただいたところでございます。

それからちょっと税務課関係で飛んでしまって申しわけございませんが、あとは176ページでございます。

款11諸収入でございます。1目延滞金関係でございますが、1節のところでございますように、一般被保険者分、2節退職被保険者分の内容でございます。300万円の計上はここ3年間の平均的収納額をかんがみ、計上させていただいたところでございます。2節の退職者等につきましては金額的には科目設定という形の中で計上させていただいたところでございます。

それから、その下の2目過料でございますが、1節過料でございますが、科目設定ということで、状況があった場合にはこういった過料を科するというふうに一応税条例等々に定めがございますので、一応過料ということの項目を持たせていただいたところでございます。

それから、1枠飛びまして、一番下の款11諸収入の中の1目、滞納処分費でございます。こちらにつきましても処分に係る手数料等を入れるような科目でございますので、一応1,000円ということで科目設定をさせていただいたところでございます。

歳出につきましては税務課の説明分は以上でございます。

議長（桜井 彪君） ありがとうございます。

続いて健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） それでは、健康保険課分について御説明させていただきます。  
資料ページ172ページからが該当すると思われしますので、そちらをお開きいただきたいと思います。

療養給付費負担金につきましては、医療費の負担掛けることの国の算定率に合わせて、34%分という形で算定させていただいております。費用見込みについては本年度医療費総額が約13億円、その辺のところを近い数字を見ておりまして、その34%という形で計上させていただいております。

続きまして、前期高齢者納付金でございますけれども、これは被保険者1人当たり123円の算定がございまして、対象者数が8,794人、合わせまして108万2,000円、このやはり100分の34が国のほうからの補助金という形で歳出されますので、計上させていただいております。

続きまして、老人保健医療費特別拠出金ですけれども、これも国のほうから算定率34%、見込み額が7,855万1,000円のうちの34%で2,670万円弱を計上させていただいているところでございます。

続きまして介護納付金でございますが、1人当たりの単価が5,300円掛けることという形、それと19年度分の精算額を差し引いた総額、1億5,270万円ほどのうちの34%分、5,192万円、これを計上させていただいているところでございます。

次の後期高齢者支援金ですけれども、これについては昨年度より後期高齢者医療制度が始まった関係で、後期高齢者の支援分という形で見込み額が3億5,210万円ほどになっております。その34%という形で算定させていただいております。

続きまして高額医療費の共同事業でございますけれども、これは全国組織、埼玉県、それから47都道府県の基金の持ち合いによりまして算定されております。一応今の算定基準、見込みが5,993万円相当になっております。その4分の1の額、これを収入として見込んでございます。

それから、特定健診の健康診査、平成20年度、本年度から現在進んでいるわけですけれども、その健診費用という形で169万2,000円という形で計上させていただいております。

次に、財政調整交付金ですけれども、普通調整交付金と含めまして9,244万6,000円、これについては一般療養費の見込み額の100分の7相当に当たるものという形で計上させていただいております。

続きまして前期高齢者納付金の財政調整交付金ですけれども、これも見込み額の7%相当ということでして、金額的には7万5,000円となっております。

続きまして、老人保健拠出金財政調整交付金ですが、これにつきましても見込み額の100分の7という形で549万8,000円を計上させていただいているところでございます。これの支出に

については関連してきますので、支出のところで御説明させていただきたいと思います。

続きまして、介護納付金の財政調整交付金ですが、この金額については1億5,207万円相当の7%、この部分について計上させていただいております。

続きまして、173ページになりますが、後期高齢者支援財政調整交付金、これについても後期高齢者制度が始まって後期高齢者負担見込み額の7%の額が交付になりますという形で算定させていただいております。

特別調整交付金については10万円という形で、パンフレット等の購入に対する調整交付金が組み立てられておりますので、計上させていただいております。

続きまして、療養給付費の交付金ですけれども、まず療養給付費総額ですね、17億7,940万円相当、これの退職者分等々を引きまして、1億2,550万円相当という形で療養給付費の交付金という形で算定させていただいております。過年度分については1,000円の科目設定をさせていただいております。

続きまして、前期高齢者の交付金でございますけれども、この交付金につきましては、被保険者1人当たり3.5円という形で支出のほうで計算される関係で、その算定に合わせて3億466万円相当の、これ、社会保険支払報酬基金のほうから入になるものでございます。

続きまして、高額医療費の共同事業医療拠出金でございますけれども、高額介護サービスに係る共同拠出に当たる部分という形で、国保連合会のほうから入になってまいります。基準額として5,993万円の算定率に合わせて4分の1相当がここで入になる予定になっております。

続きまして、特定健康診査等という形で、これは特定健康診査の国の基準に合わせて3分の1相当、この辺の収入ということで計上させていただいております。

続きまして次の特別助成補助金ですけれども、健康づくり事業分という形で報償費等含めました費用の収入となっております。

続きまして、普通調整交付金174ページの財政調整交付金、このところで、普通調整交付金が計上されておるわけですが、算定いたしました金額掛けることの6%分という形で県のほうからいただけるお金という形で、1億1,430万円ほどを計上させていただいております。

続きまして、特別調整交付金ですが、国との算定式と同じように算定されていまして、これの算定基準、3分の1額という形で200万4,000円ということになっております。

続きまして高額医療費共同事業交付金ですけれども、これについても共同事業という算定式に基づいて、4,799万7,000円が計上されております。

続きまして、保険財政安定化事業交付金という形で項目がございますけれども、これも保険財政共同安定化事業という事業の一つに、1件当たり30万円を超えた医療費に係るこの算定に

基づきまして、給付されるものでございまして、埼玉県国保連合会等々の算定により、ここで計上させていただいております。

続きまして、175ページ、一般会計繰入金ということでございますけれども、一般会計の国からの繰入金については、負担軽減分、支援分というふうに分けさせていただいております、町から4,000万円を一般ベースで繰り入れるという形に計上させていただいております。

続きまして、2の職員給与費等繰入金でございますけれども、ここが2,300万円ほど増えております。これは昨年度から始まりました特定健診について、昨年の当初予算においては予算計上が保健センターのほうに職員配置がありましたために、計上されておりました。特定健診業務のために、国保担当の人事異動に伴いまして、昨年度については年度途中で補正をさせていただいております、この分と同額に当たる部分が人件費、こちらのほうに移ってまいりました。一般給与分7名分をここで計上させていただいております。

続きまして、一般会計繰入金の出産一時金の繰入金でございますけれども、産科医療補償制度が平成21年の1月から実施されております。1件当たり3万円が増額という形になりまして、今現在出産一時金38万円が基準とされております。その45人分相当を見込むような形で今計上させていただいているところでございます。

続きまして、一般会計の繰入金ですけれども、科目設定という形で計上させていただいております。

続きまして、国保の基金繰入金でございますけれども、条例に基づく分等々で10万1,000円という形で前年度と同様の額にさせていただいております。

続きまして、療養給付費交付金、それからその他療養給付費等の繰越金については科目設定ということで、続きましてその他の繰越金ということでは、前年同様2,500万円を計上させていただいているところでございます。

続きまして、雑入のところにまいりますが、176ページですが、第三者納付金という形で国民健康保険に加入なさっている方が交通事故に遭ったときに、その保険制度の中から加害者と被害者に分かれるわけですけれども、その保険分で負担いただける分については、第三者納付金という形で、ここで協議をして、過失割合に応じて医療費を請求しております。

あとのものについては科目設定という形で計上させていただいております、一番最後に雑入ですけれども、特定健診の一部負担金ということでございますけれども、40歳から74歳までの特定健診、20年度から行っているわけですけれども、今年については5,403人のうちの約25%の受診率を目標に、ここに135万円を見込ませていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（桜井 彪君） はい、ありがとうございました。

これで提案理由の説明を終わります。

失礼、税務課長。

〔税務課長 福島雅之君発言〕

税務課長（福島雅之君） それでは、歳出のほうの御説明のほうに入らせていただきます。お手元の資料でございますが、179ページをお願い申し上げます。

179ページの一番下段のほうでございますが、款1総務費、項2徴税费、目1賦課徴収費の中の内容でございます。右側のほうの説明欄に賦課事業というものがございまして、こちらから説明をさせていただきます。

まず旅費等につきましては、前年と同様、需用費につきましても前年と同様の部分がございますが、今回コンビニ対応に資するために、帳票等の関係でございまして、100万円ほど前年より増とさせていただいております。

それから、通信、役務関係の費用は同額、それから委託料についても同様でございます。

続きまして180ページの中段にございまして賦課事業関係でございますが、旅費につきましても前年並み、需用費の印刷製本につきましては、今回コンビニ対応にするために納付書兼督促状というのは毎年発行しておりますが、今回新しくスタイルを変えるということで、17万円ほど増額とさせていただいております。コンビニ対応のための納付書兼督促状の内容でございます。

続きまして、12番の役務費でございますが、通信運搬費は同額、手数料等につきましては増額28万円とさせていただいております。今回コンビニになるということで、従来の現金納付は無料でございますけれども、コンビニ対応が1件60円ほどになるということで、このぐらいの人数の方が現金納付から移行するのではなかろうかという部分を計上させていただいて、総額でございますが54万9,000円でございます。

それから、委託料については国保税電算徴収分でございますが、通常の内容でございます。

14番の施設使用料及び賃借料でございますが、コンビニ収納システム機器使用料ということで、新規に計上させていただきました金額が31万5,000円となっているわけでございます。

それから、説明資料のほう大分飛んで申しわけございませんが、190ページをお示しいたきたいと思っております。

190ページ、款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金でございます。前年と同様ということで計上させていただいております。

それからその下でございます。2目につきましても前年と同じような状況でございまして、今回はほとんどないというのが実態でございまして、前年度から4万円を減らさせていただきまして1万円を計上させていただいたところでございます。

それから、1つ飛ばしまして4目一般被保険者還付加算金でございます。これにつきまして前年と同様の額を計上させていただいております。5目についての退職者被保険者等還付加算金でございますが、科目設定ということで1,000円を計上させていただいたところでございます。

税務課における歳出についての説明は以上でございます。

議長（桜井 彪君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） それでは、健康保険課分について、178ページをお開きいただきたいと思っております。

総務管理費として人件費等々の総務管理事業等を進めさせていただくほか、国保の事務委託料と電算関係の委託料等が主なものとなっております。それから国保連合会への負担金という形で進めさせていただきたいと思っております。

それから180ページですけれども、運営協議会費という形で42万7,000円、国保運営委員さん、14人分の協議会を設置されておりますので、その運営に当たる費用という形で御理解いただきたいと思っております。

それと、趣旨普及費ですが、いろいろなパンフレットを制度的な説明という形で全戸配布させていただいております。その諸費用という形で52万9,000円を計上させていただいております。

182ページに移りますが、この部分については、すべて医療費という形でお考えいただければいいかなと思っております。5の審査支払手数料については、レセプト点検に基づく国保連合会への支出となっております。

続きまして183ページも同様にすべて支払い関係という形でなっております。

急ぎますが、184ページですけれども、先ほど入のところでも申し上げましたが、出産育児諸費という形で1,710万円、ここの費用を1件当たり38万円の補償、産科医療補償制度を含んでおりまして、ここの金額が前年度比較で135万円ほど伸びております。

逆に葬祭費、1件当たり5万円ですが、昨年度より140万円減額となっております。これは75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移ったために、その75歳を超えた部分の方については国保からの給付がなくなったという形で御理解いただければと思っております。

続きまして185ページにまいります。後期高齢者支援金とそれから法律に定められた負担割合に基づきまして支出されるものでございます。それから前期高齢者についても同様な数字となっております。

続きまして186ページですが老人保健拠出金等でございますけれども、これも算定基準に基

づく支出割合に応じて計上させていただいております。

次の介護納付金についても同様でございます。

次の共同事業拠出金ですが、これは医療費の高額部分等々に当たる部分にありまして、これも医療費の支給状況に合わせて支出が行われていく状況で、今現在この金額を計上させていただいております。

続きまして187ページですが、同じく共同安定事業という形で、すべてそのような医療費に合わせたものの拠出という形で御理解いただきたいと思っております。

続きまして、款8保健事業費ですけれども、特定健康診査等事業費という形で、これは特定健診以後の特定保健指導という形で、通称メタボと言われている該当者になった方の指導、いろいろなもの、栄養指導、それから健康指導を行っております。その諸費用等をここで計上させていただいております。

それから、保健衛生普及事業でございますけれども、保健事業費という形で健康講演会等々の謝礼を含めまして、ここで計上させていただいております。

それと、189ページでございますけれども、国保の基金積立金でございますけれども、条例分という形で10万1,000円、前年同様の対応をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（桜井 彪君） これで提案理由の説明を終わります。

暫時休憩にいたします。

午前11時52分休憩

午後 1時30分再開

議長（桜井 彪君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については15ページから19ページまで、予算説明書については169ページから203ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑を願います。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 13番の桜井です。

予算説明書の171ページですが、先ほど税務課長のほうから詳しく説明していただいたわけですけれども、滞納額について個々の説明を受けたのですけれども、全部足すと滞納額は幾らになるのかということと、滞納件数は1人でも1年間滞納すると今8期ですか、8期になった

のですけれども、8になるのですけれども、人数でわかれば、およそでいいですから、およそ何人ぐらいの人が滞納しているのだと、過年度分まで滞納しているのだと、そういう数字をお願いしたいわけです。

それから、もう一つ保険課長にお伺いしたいのですが、滞納者に対して町では資格証明書を発行していると思うのですが、これは20年度におけると昨年の10月1日で発行するわけですか。それで21年度はこの予算だと、まだそれはどういうふうな対応になるのだから、今現在の滞納者に対して発行するのかどうか、その資格証明書の直近の数字で結構ですから、何件発行しており、それから3カ月、6カ月の短期の保険証は何件発行しているのか直近の資料で結構です。

それからもう1点歳出の部分でお聞きしたいのですが、187ページに特定健康診査というのがありますが、20年度からですか、特定健診は義務づけられているわけですが、これは74歳以下の人については全部義務づけられておられるのかどうか、その対象者、受けなければならない対象者は何人いて、20年度は何件、要するに受診率はどのくらいだったのか、21年度は100%に近づけなければならないと思うのですけれども、予算でいくとどのくらいまで持っていきたいのか、それを予算としてはどのくらいに見込んでおられるのか、その辺の説明をお願いできればと思います。

議長（桜井 彪君） 税務課長。

〔税務課長 福島雅之君発言〕

税務課長（福島雅之君） それでは、御説明させていただきます。

滞納額は現在延べでございますけれども、どのくらいかというお話でございますので、合計額は2億6,870万円相当になります。これは19年度決算の数値でございますので、平成20年度についてはこれから決算がありますので、その分以降に加算されるというふうに御理解願いたいと存じます。

それから人数はということでございますが、同じく19年度決算ときでございますが、1,131人の方が、延べという形になります。例えば平成10年度と11年度に同じ方がおられればその分もカウントしてしまいますので、延べでございますが1,131人。期別ごとの件数という形になります。例えば平成20年度ですと8期という形になりますので、そういった件数という形で御報告させていただきますと、1万9,725件ほどになります。さらに、19年度当時の現年度分につきましては、一般給付分については件数というか、ちょっと金額しか手持ちにないのですけれども、おのこの一般医療給付分が2億4,500万円、一般介護分が1,800万円、退職医療関係が470万円、退職介護納付については39万円と、このような内訳になっているわけでございます。その分で私ども税務課のほうの説明はよろしいでしょうか。

議長（桜井 彪君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 御説明申し上げます。

資格証明書の発行という形で御質疑があったと思うのですが、毎年9月30日で健康保険証が切り替わりになります。10月1日から新しいものという形になります。それに付随しまして審査会を設けていまして、その中で資格証明書に当たる方、短期に当たる方、短期証の6カ月に当たる方という形で審査いただきまして、20年の10月1日現在では資格証明書が27件該当しております。短期の3カ月について115件、短期証6カ月については86件という形で、それは毎月通知を出させていただいて、税務課のほうと含めまして納付相談をいただいているという形で、ですから月々増えたり減ったりという形で、何月が幾つという方向性は、そこで納税相談をされて納付が進むようであれば、この資格証明から短期のほうに切り替わるという形で、常に動いている数字という形で御理解いただきたいと思います。

ただ、学生の方、15歳未満の方がいる世帯については、6カ月の保険証を出しなさいという形で国のほうからも通達が出てまいりますので、平成21年の4月以降はその規定に基づいてやっていくという形で要綱等を改正が済んでいる状況でございます。

続きまして、特定健診でございますけれども、平成20年、今年から始まった仕事ですが、広報3月号、2、3ページで今回メタボリックということで、国保の方の該当についてだけまず広報させていただきました。対象者数が5,403人、これ40歳以上から74歳までの方ということでやっているわけですが、1,163人、21.53%という形で実施率は済んだわけですが、いろいろな千差万別ありまして、非常に全国でも高い数値を示しているところもありますし、いろいろな状況という形があると思います。

上里町ではその辺のところ、今年21.5ですので、21年度については25%までに引き上げようという形で今度は今までコミセンでやっていたのですが、昨年やはりお年寄りを職員が背負って健診会場へ移送という、階段を上がったたり降りたりという、そういうちょっと危険な状況がありましたので、今年はワープ上里の広い部屋を借りて、車いすでも安全にお年寄りの方、それからあるいは健診に参る方の安全をまず確保という形で、平成21年度についてはワープ上里を6月、7月、8月という形で準備をさせていただいています。

以上でございます。

議長（桜井 彪君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

13番桜井正議員。

〔 13番 桜井 正君発言 〕

13番（桜井 正君） 13番の桜井正です。

平成21年度の国民健康保険特別会計予算に反対の討論をしたいと思います。

平成21年度の上里町国民健康保険特別会計におきましては、歳入が25億3,813万4,000円、このうち国保税は6億8,649万7,000円ですが、滞納額が先ほどの説明で2億6,000万円と、これは大変少なくなったのではないかなと思います。かつては多いときは4億円からあったわけですが、税務課の職員あるいは町を挙げての取り組みの中で、約6割まで努力された姿がうかがえるわけでありましたが、その陰ではかなりの職員の努力と相まって、大変苦しんでいる方も大勢いるわけでありまして。

差し押さえであったり、あるいは保険証をもらえなくて資格証明書を発行されたり、短期保険証を発行されたりしているわけですが、この原因の1つは国の国民健康保険に対する補助金が減っていること、またもう一つ挙げられることは、後期高齢者医療制度ができたことによって支援金が導入されたこと。国保税の資産分であるとか、いろいろな部分では減額しているところもありますけれども、総体的には支援金ということで現役世代が40%負担する。そういう中でその影響が国保税にも反映して所得割が0.6%、均等割が6,000円増額になった。

また、もう一つには税の納期が今までは10期でありましたが今度は8期になった。年間の国保税額を10回に分けて払ったものを8回に分けるわけですから、1期ずつの納税額は多くなるわけです。これも住民の負担増につながっているわけでありまして。

また、もう一つには課税限度額が今までは56万円でありましたが、介護分が含まれて全体では65万円まで限度額が上がったと、こういうことで限度額すれすれの人は今ですれすれで56万円、もうこれ以上納めなくてもいいという人が、今度はそのすれすれの人が65万円まで納めなければならない。そういう部分も出てきました。

今、医療費が年々高くなって、国保会計も先ほどの説明ですと34%膨れ上がっていると、こういう説明でありましたが、しかしながら反面では医療機関は今大変な状況で国立の医療機関が閉鎖になるとかさざまな弊害も出てきております。大もとはやはり国の医療政策に問題があるとは思いますが、その影響が上里町の国民健康保険特別会計にもあらわれていると。

こういう中で、上里町の住民の中にも、所得の割には負担の大きい国民健康保険税、そしてこの国民健康保険税、今までは国民健康保険で対応できたものが高齢化に伴い介護保険が導入され、後期高齢者医療制度が導入されて、そうしたものも含まれてきたわけでありまして。

こうした理由によりまして、平成21年度国民健康保険特別会計予算に反対をするものであります。

以上です。

議長（桜井 彪君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第28号 平成21年度上里町国民健康保険特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり採決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第35 町長提出議案第29号 平成21年度上里町介護保険特別会計予算について

議長（桜井 彪君） 日程第35、町長提出議案第29号 平成21年度上里町介護保険特別会計予算についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第29号 平成21年度上里町介護保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成21年度上里町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億956万2,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであります。

続きまして、介護保険特別会計の概要について説明を申し上げたいと思います。

24ページの「第1表 歳入歳出予算」でございますが、最初に歳入でございます。款1の介護保険料、項1の介護保険料につきましては、2億641万1,000円、前年度比2,868万7,000円、16.14%の増で計上してございます。内訳といたしましては現年度賦課分が2億558万5,000円でございます。これに滞納繰越分82万6,000円を加えたものであります。

次に、款2の使用料及び手数料、項1の手数料であります。これは督促手数料で過年度の手数料といたしまして、1,000円の科目計上をさせていただいているところであります。

次に款3の国庫支出金で総額2億3,700万2,000円、前年度比に対しまして、1,759万6,000円、8.02%の増であります。内訳といたしましては、項1の国庫負担金につきましては、保険給付費に厚生労働大臣が定めた係数、施設介護サービス給付が15%、居宅費が20%を乗じた額、1

億7,713万円、それから前年度比1,503万8,000円、9.28%の増となっているところであります。

項2の国庫補助金につきましては、5,987万2,000円でありまして、前年度比255万8,000円、4.46%の増となっているところでございます。これは調整交付金といたしまして5,005万8,000円、地域包括支援センターが行う介護予防事業に対しましての地域支援事業交付金といたしまして124万7,000円、また包括支援事業に対しましての地域支援事業交付金といたしまして856万7,000円でございます。

次に、款4の支払基金交付金、項1の支払基金であります。3億187万6,000円でありまして、前年度比1,437万7,000円の増、5.0%の増額となっているところであります。この交付金は社会保険庁より一律に第2号保険者として交付され、これについては地域包括支援センターの対象とされる介護予防事業に対しましての交付金が含まれているものであります。

款5の県支出金の総額につきましては、1億5,317万8,000円でありまして、前年度比1,163万1,000円の増、8.22%の増額であります。

項1の県負担金につきましては、県知事が定める係数、施設介護サービス給付が17.5%、その他が12.5%でありますけれども、その保険給付費に乗じた額でありまして、1億4,827万5,000円でありまして、前年度比に対しまして1,246万円の増、9.1%の増となっているところでございます。

次に、項2の県補助金につきましては、地域包括支援センターで行う介護予防事業に対して、地域支援事業交付金といたしまして62万2,000円、前年度比に対しまして72万8,000円の減、53.9%の減額であります。

包括支援事業に対しての地域支援事業交付金といたしまして428万1,000円、前年度比に対しまして11万円の減、2.51%の減額でございます。

次に、款6の財産収入でありまして、項1の財産運用収入であります。1,000円の科目設定でございます。

次に、款7の繰入金であります。一般会計からの繰入金でありまして、総額が2億687万8,000円で、前年度比814万4,000円の増、4.10%の増であります。内訳といたしましては介護給付費繰入金、保険給付費の公費分の12.5%として1億2,515万円、前年度対比にいたしまして1,057万4,000円の増、9.23%の増となっているところでございます。

介護保険事業の地域支援事業交付金につきましては、62万2,000円で前年度比72万8,000円、53.93%の減となっているところであります。包括支援事業の地域支援事業交付金につきましては428万1,000円、前年度比11万円の減でございまして、2.51%の率にして減であります。

その他一般会計繰入金では、一般会計より事務費7,682万5,000円、前年度比159万2,000円の減で、2.03%の減でございます。

次に、項2の基金繰入金につきましては、準備基金繰入金といたしまして1,000円、それから介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金420万1,000円を計上したところであります。

次に、款8の項1繰越金であります。前年度同様1,000円の科目計上をさせていただいているところであります。

諸収入のうち延滞金及び加算金、預金利子については前年同額の1,000円の計上をさせていただいております。また雑入につきましては1万円の計上とさせていただいております。歳入総額11億956万2,000円、前年度に対しまして8,200万8,000円の7.98%の増となっているところでございます。

続きまして25ページが歳出でございます。

まず款1の総務費につきましては、総額5,781万5,000円、前年度比49万4,000円の減でございまして、率にしまして0.85%の減であります。

主なものを申し上げますと、項1の総務管理費3,703万8,000円、前年度比83万1,000円の減で2.19%の減額率であります。項2の徴収費214万6,000円、前年度比49万2,000円の減でございまして、18.65%の減額率であります。

次に、項3の介護認定審査調査費1,738万1,000円、前年度に対しまして17万9,000円の減でございまして、率にして1.02%の率になります。

次に、項4の趣旨普及費であります。125万円、前年度対比100万8,000円の増でありまして、516.53%の増額であります。

次に款2の保険給付費であります。総額が10億4,437万8,000円、前年度比8,774万2,000円でございます。9.57%の増額であります。内訳といたしまして、項1の介護サービス等の諸費は8億7,388万9,000円です。前年度に対しまして7,390万1,000円の増、率にして9.24%の率になります。

次に、項2の介護予防サービス等諸費であります。これも8,073万6,000円でありまして、前年度比792万4,000円の増であります。率にして10.88%になります。また項3の高額サービス費につきましては1,252万1,000円でありまして、前年度比にいたしまして186万1,000円の増、17.45%の増でございます。

次に、項4の高額医療合算介護サービス等につきましては、21年度から新たに設けられたサービスでありまして163万1,000円を計上いたしました。

項5の支払審査手数料につきましては、前年と同額の132万円を計上いたしましたところでありまして、

次に項6の特定入所者介護サービス等費につきましては、3,428万1,000円でございます。前年度に対しまして242万5,000円の増であります。率にして7.61%になります。

また、款3の基金積立金につきましては84万4,000円を計上させていただいているところであります。

款4の地域支援事業費といたしまして、4,552万2,000円、前年度比608万3,000円の減でありまして、11.79%の率になっております。

次に、項1の介護予防事業費につきましては1,228万4,000円でありまして、その内訳といたしまして、介護予防給付費につきましては729万6,000円、前年度に対しまして144万8,000円、24.76%の増であります。

次に、介護予防特定高齢者施策事業費につきましては、454万6,000円でありまして、前年度比706万2,000円の減であります。率として60.84%減になります。

次に、介護予防一般高齢者施策事業につきましては44万2,000円でありまして、前年度比18万2,000円の増であります。70%の増になっているところでございます。

次に、項2の包括的支援事業・任意事業費につきましては、3,328万8,000円、内訳といたしまして、包括支援事業・任意事業給付費につきましては2,394万3,000円でありまして、前年度比61万円の増、2.61%になります。

次に、介護予防ケアマネジメントの事業費であります。752万6,000円でありまして、前年度比109万8,000円の減であります。12.7%の減額になります。

次に、任意事業費につきましては176万9,000円でありまして、前年度比16万3,000円の減でありまして、8.44%の減額率になります。

次に、款5であります。諸支出金、項1の償還金及び還付加算金であります。その内訳といたしまして、第1号被保険者の保険料還付金が50万円、償還金が1,000円、第1号被保険者還付加算金が1,000円計上したところであります。

項2の繰出金、一般会計からの繰り出しでありまして、これも1,000円計上させていただいているところであります。

次に、款6の予備費の1の予備費につきましては、50万円の計上をさせていただいております。歳出総額につきましては歳入同様でございまして、11億956万2,000円となっております。

以上が介護保険特別会計の提案理由の説明であります。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

なお、事項別明細については担当課長より説明させます。

議長（桜井 彪君） 次に、担当課長より補足説明を求めます。

担当課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 御説明させていただきます。資料の206ページをお開きいただけますでしょうか。

まず歳入についてですが、第1号被保険者の保険料という形で、満65歳の到達月から介護保険料というものが算定されまして、直接御本人からいただく分、あるいは年金天引き分という形で保険料を納めていただくこととなります。一応予定としては5,556人という形で想定させていただいておりまして、過日可決いただきました介護保険条例の中ありますように、第1段階から第7段階、一部調整をさせていただいて、2区別という形で、総体で8段階に分かれる保険料でございますけれども、この算定式に基づきまして計算をさせていただいております。

基準額としては月額3,400円、年額4万800円を基準額として算出させていただいております。

滞納繰越分については現在滞納繰越分あるいは現年分収納の真ただ中でございまして、予想として約860万円ぐらい残るかなという形で、その1割に近い金額を回収させていただくという形で想定させていただいております。

次に、督促手数料ですが、平成15年分以前の課税分が幾分かございまして、督促手数料の徴収可能なものもございまして、科目設定をさせていただいております。

次に、3の国庫支出金であります。町の介護給付費の12.5%、これは在宅分でございます。それから施設分17.5%、総経費の歳出から割り出した金額1億7,713万円を国庫負担分として計上させていただいております。

続きまして国庫支出金の国庫補助金でございますが、調整交付金、普通調整交付金が5,005万7,000円、特別調整交付金、これ上里町はまだ介護保険発足以来対象にはなっておりません。災害減免とかいろいろな減免の交付対象になったものの部分について、特別調整交付金で見ただけのことになっておりますので、この辺については科目設定とさせていただいております。

次に、地域支援事業交付金ということで、介護予防費にかかわるものについての124万7,000円を計上させていただいております。

続きまして207ページでございますが、国庫支出金の国庫補助金で地域支援事業費というのがございまして、包括的支援事業、それから任意事業分として856万7,000円でございます。

次に、支払基金交付金でございますが、先ほどもありましたように介護保険40歳から64歳までは第2号被保険者という形になっております。国保の方については国保税の中に介護分という形で算定されているかと思っております。社会保険についても社会保険制度の中で、その制度の中での取り決め額によって、国の社会保険支払報酬基金のほうに納付をいたしまして、支払基金のほうから上里町のほうに交付があるというふうな形になっております。40歳から64歳までの方の交付分という形で御理解いただきたいと思っております。

地域支援事業費についても同じ考えでよろしいかと思えます。

続きまして、県支出金でございますけれども、国等々の支出に合わせまして公費分の施設に当たる分が17.5%、在宅分が12.5%という埼玉県が負担する部分についての費用でございます。208ページでございます。

208ページについてもおのこの地域支援事業費、それから包括支援事業についての県の負担分でございます。

財産収入については、介護給付費の準備基金利子という形で科目設定とさせていただいております。

繰入金でございますが、町からの繰入金、介護給付費の繰入金で町が負担するべき12.5%、ここを計上させていただいております。それと、地域支援事業費、それから包括的支援事業費等々についても、基準に従って繰り入れをさせていただいております。

続きまして209ページでございます。

一般会計繰入金で、その他一般会計繰入金でございますけれども、職員の人件費等々をここに計上させていただいて、7,682万5,000円を計上させていただいております。

次の繰入金、基金繰入金でございますが、1の準備基金繰入金でございますが、これについては通常の基金繰入分でございます。本年度については1,000円という形で基金の繰り入れ準備だけはさせていただいております。

次に、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金ですが、電算システムの改修に当たる部分について111万円ほど予算化がございます。それと3年間にわたって3%上昇分国からいただいているわけですが、その3年分の3分の1の部分について、合わせて402万1,000円をここに繰り入れるという形で予算計上させていただいております。

続きまして、繰越金は科目設定と。それと次の諸収入と第1号被保険者延滞金、諸収入の預金利子とそれから雑入でございますが、雑入の第三者納付金、これも国保と同様に交通事故等で介護を必要とするということになったときに、第三者に請求できる部分という形で科目設定をさせていただいております。

3の雑入でございますが、生活保護者でいらっしゃる方で、64歳以下の方については、介護保険に加入することができません。埼玉県のほうで介護認定をして、介護サービス相当分の算定をするわけですが、その介護認定の審査の委託というのが埼玉県から町のほうに来ます。その審査判定の委託料、これについて1件当たり4,000円という形で協定ができておりまして、2件分をとりあえず計上させていただいているところでございます。

続きまして、歳出に移りますが、211ページをお開きいただけますでしょうか。

一般管理費ですが、職員給与等々、それから総務管理事業という形で計上させていただいて

おります。その中で大きなものは電算システム機器借上げという形で、介護保険については非常に電算システム化されておりまして、いろいろなものが機械処理という形でなっておりますので、ここで計上させていただいております。

続きまして、賦課徴収事業でございますけれども、介護保険料の賦課徴収に係る総経費214万6,000円を計上させていただいているところでございます。

続きまして、213ページでございます。

介護認定審査調査費という形ですが、介護保険については通常の医療保険制度と違いまして、介護認定を受けて初めて介護サービスが利用できるという、非常に重要な視点がございまして、この認定審査用務という形で、医療関係者6名、それから福祉関係者2名、それから一般の方2名という形で計16名の方を介護認定審査会委員という形で任命いたしまして、5人を1ローテーションという形で年間48回から49回介護認定、毎週金曜日認定審査会という形で開かせていただいております。長きにわたる方については、今年10年に達する方の審査委員さん、御協力いただいてやっているわけでございますけれども、毎週金曜日にこの業務をさせていただいております。

その審査会に係る認定調査員、認定調査の用務職員が臨時職員という形で賃金という形で869万5,000円ばかり計上させていただいておりますが、臨時職員という形でケアマネジャー、それから看護師資格、国家資格を有した方5名を臨時職員という形で、認定調査員という形で雇用いたしまして、認定調査だけの業務をやっているところでございます。

続きまして、役務費の388万3,000円、非常に大きな金額になるのですが、その中の手数料については、介護認定申請をいただきますと主治医意見書、かかりつけ医に自動的に申請のあった主治医の方に意見書という形を町のほうから依頼いたします。在宅の方について1件5,000円、施設で継続の方について3,000円、3,000円から5,000円の間的主治医意見書料があるのですが、年間約1,000人を超えるのではないかなという形で今想定はしておりますけれども、その辺の諸費用となっております。

続きまして、214ページ、趣旨普及費でございますが、今年100万8,000円、非常に伸びております。これは介護給付費が3%上昇したことによって、今後4月1日以降、いろいろな給付の体系のお知らせとか、いろいろな部分について被保険者にいろいろなPRをなささいということの部分においてその辺の趣旨普及費、広報費を国のほうが指定しておりまして、その辺の諸費用に使わせていただくという形で計上させていただいております。

続きまして、215ページでございます。ここからが本論の介護サービス等諸費という形で、目1の介護サービス給付費に当たるのですが、これが居宅介護サービスという形で、在宅で御利用いただく方の介護保険の給付費9割分でございます。1割分は個人負担、本人負担という

ことで、利用者の負担になりますので、利用料の90%分でございます。

地域密着型介護サービス、これは主にグループホーム、高齢者認知症のグループホームにかかわる部分等々、地域密着型という枠の中での給付サービスでございます。

施設介護サービス給付費、これは特別養護老人ホーム、それから老人保健施設、療養型病床群、施設に入所の方の介護保険費用という形で御理解いただきたいと思えます。

続きまして、目4でございますが、介護福祉用具購入費という形ですが、居宅介護、これは要介護1以上の方の支出をする項目でございます。

続きまして、居宅介護住宅改修費、この部分についても要介護1以上の方の住宅改修に係る部分でございます。基準額として20万円を上限としてその9割分18万円を交付いたしますという、これについては介護保険認定を受けまして1回限りということがあるのですが、リセットという形で一度住宅改修をしまして、一気に3段階、次の認定審査で3段階急上昇した方については、もう一度受けられる権利がございますけれども、なかなか上里町ではリセットの対象者はあられていないかなという現状でございます。

続きまして、目6ですが、居宅介護サービス計画給付費ですが、これが要介護1から要介護5の方の在宅におけるケアプランを作成いただく費用でございます。

続きまして保険給付費の介護予防サービスでございます。この予防サービスについては要支援1に該当された方でございますので、項目的には介護予防という形がついているだけでございますので、介護サービスと内容は同じという形で御理解いただきたいと思えます。

続きまして217ページをお願いしたいと思います。

217ページの項3の高額介護サービス費という形でございますけれども、1,252万1,000円計上させていただいております。介護保険利用の一定基準を超えたものについての介護サービスの給付を受けられますという形で、ここに計上させていただいております。

続きまして218ページでございますが、平成21年度から支払いが始まります高額医療合算介護サービス費という形で、国保のほうにも算定があったと思うのですが、医療保険、それと介護保険両方を使われた方、年のうちに両方を使われた方については基準の負担が2項目にわたっているわけです。そうすると、介護だけの利用の方については医療の負担がございませんので、その辺の格差を埋めるためにという形で、年のうちに医療保険と介護保険両方を使われて最低の利用料というのですか、個人負担部分が2つ負担しているよという御理解をいただいたほうがいいかと、そういう説明じゃないとちょっと難しいかなと思ひまして、2つの医療と介護と2つのところに本人負担分が支払われていると。それを年のうちに足し込んでその辺のところの差額分を給付いたしますという、これは新しい制度で前年の8月1日から翌年の7月31日までの給付、その費用を総洗いまして対象になるという、新しく始まる制度でございます。

内容については、まだまだこれから国のほうがつぶさに資料を提供してくるかと思っておりますので、今後詳細が確定次第、広報していきたいと思っております。

次の審査支払手数料ですが、医療と同じように介護保険についてもレセプトという形で審査支払いの申請を各事業者さんから上げていただいております。それに対しての審査手数料という形で国保連合会に支出するものでございます。

続きまして、特定入所者介護サービス等諸費でございますが、低所得者に係る方の部分について、特に施設入所者の方については、居住費、それから食費、平成17年の10月以前の給付とちょっと変わりました、平成17年の10月から制度改正に伴ってこの辺のところの費用が、それまでは部屋代、それから食費、すべて介護給付費のほうに含んでございました。在宅との格差を埋めるために、ある程度の諸費用、食費、それから居室料個人負担に変更かかってございます。その低所得者の方についての負担が増えないようにという、その辺の項目が特定入所者介護サービスという形で御理解いただきたいと思っております。

続きまして、219ページでございますが、基金積立金、歳入については介護給付費の準備基金積立金については84万4,000円を平成21年度は積み立てをしていきたいと考えております。

続きまして220ページでございます。介護予防給与費という形で、介護保険事業の中でも介護認定以前の方の介護予防という形で、平成18年4月1日の法改正によって包括支援センターという仕組みができて、介護予防事業について施策をとりなさいということが始まっております。介護予防の総体的な給与費が目の1でございます。目2の介護予防特定高齢者施策事業という形で、403万8,000円、特定高齢者把握事業という形で、介護認定以前に介護の直前の方について把握等をして、介護に陥らないような施策をとりなさいという形で始まった事業でございます。

その中で、平成20年の4月1日以降ですが、介護認定を申請して自立と認定された方については、今後特定高齢者としてみなしなさいという通達が国のほうから参っていまして、その辺のところも新しく加わる制度かなと思っております。ただそれによって介護認定の申請が増えるというのもちょっと、黙っていてもお金がかかりますので、ちょっと心配する部分もございます。

続きまして、介護予防普及啓発事業でございますけれども、今年は脳の健康教室という形で、認知症に至らないようなための、ちょっと近隣市町村等々も含めましていろいろな活動をやりたいという形で、介護予防一般高齢者施策で事業を展開させていただくという形で予算計上をさせていただいております。

続きまして、223ページにまいります。

地域包括支援事業という形で予算計上させていただいております。ここについては、222ペ

ージです、失礼しました。地域包括支援事業という形で、地域包括支援センターの運営事業という形で、運営協議会等々を含めました諸費用をここへ計上させていただいているところでございます。

続きまして任意事業費としまして223ページ、認知症高齢者見守り事業という形で認知症の高齢者、徘徊サービスという形で検索機能をGPSですか、その辺のところを用意いたしまして、もし認知症の高齢者に着けさせていただければ、いつどこにどういうふうにいるという形でキャッチはできるのですが、その機械を自宅に置いたまま出ていってしまいますと効果はないのですが、そういう着信というのでしょうか、そのような予防ができればという形で予算計上させていただいております。

続きまして224ページ、一番上段ですが、成年後見制度利用支援事業という形で、ここで51万6,000円ばかり予算計上させていただいております。最近はお年寄り1人、だれもいない、親族がいても全然見てくれない。どうしたらいいかという形で、そういう方の相談が非常に増えております。

平成20年度で第1号として本当に若い人ですが、脳内出血で自己判断ができない方、施設入所するにも町が身元引受人になって施設利用をさせていただくというふうな状況が非常に増えてまいりました。20年度1件手始めにという形で、たまたま該当がございまして、裁判所のほうに申し立てて後見人の設定をいただきました。裁判所の許可に基づいて後見設定をしていただいて、今現在施設入所で生活をいただいておりますけれども、その後続々そういう方が、高齢者、若い方に行政が手を貸さないと、という部分が非常に増えてまいりました。

それと加えて、縁を切りたいという自己主張というのでしょうか、それが非常に増えてまいりまして、毎日のように、きょうも先ほど報告を受けまして、通知を出しましたらば、とりあえず親族の方が面会に来ていただくというところまでは来て、その後財産放棄をするのか家族が後見人になってもらえるのか、そういう手だてをこの包括支援センター、成年後見制度の中で取り組んでいくようなことが非常に増えているかと思えます。

それと、認知症サポーター事業という形で、認知症の方が非常に増えつつございます。町としては平成21年度、この辺のところをちょっと強化させていただくという形で、認知症サポーターを増やしたいという、そういう現場からの声でここに予算計上させていただいているところでございます。

続きまして、225ページにまいります。

諸支出金でございますが、償還金及び還付加算金という形で、第1号被保険者の保険料の還付金50万円を計上させていただいております。返還金、それから還付加算金については、科目設定、諸支出金の繰出金についても科目設定、予備費として50万円を計上させていただいてお

るところです。

以上、説明とさせていただきます。

議長（桜井 彪君） これで提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については23ページから25ページまで、予算説明書については205ページから237ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑を願います。

質疑ありませんか。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 説明書の205ページになりますか、説明をお願いしたいのですが、先ほどの詳しい説明によりまして、この保険の適用者、該当者というのですか、5,556人、第1号被保険者かなと思っているわけですが、65歳以上の方がこの保険の適用になり、それが5,556人だと、第1号被保険者。その中で認定されている5,556人がこの保険の適用になるわけですが、介護認定を受けている方はまず何人になるのか、その数字が1つと、これは65歳以上の方は原則として年金から天引きになるのかなと思うのですけれども、天引きにならない人、普通徴収ですか、普通徴収の方は何人おられるのか。普通徴収される方だと思うのですけれども、滞納者がいるのかどうか。年金から天引き出来なければ滞納になるのかと思うのですけれども、要するに普通徴収者が該当するかと思うのですが、滞納者が何人おられるのか。

滞納されると今度は1年以上ですか、滞納されるとペナルティーが科せられるかなと思うのですけれども、科せられている人がいるのかどうか、どんな内容のペナルティーがあるのか、その辺の説明をお願いいたします。

議長（桜井 彪君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） お答え申し上げたいと思います。

まず認定者数でございますが、非常に毎月毎月変わっております。やはり亡くなると即資格喪失という形で、今現在730から750の間で推移しているということで御理解いただきたいと思います。非常に毎日、日々更新しておりますので、そういう御理解でいただきたいと思います。

それと、保険料でしょうか、普通徴収についても非常に介護保険は難しく、年金天引きと普通徴収という形、2つあるのですけれども、前年度において年金天引きにおいて満額以上のものが納められた場合には、翌年は天引きができない制度になります。ですから平成19年度の前半で所得の変わった方、前年が、非常に介護保険料が高くて平成20年度は介護保険料が安く

なった方、この方については前年の天引き分で20年度分の保険料が満額になってしまった方については、後半分についてはもう天引きを中止しますという、そうなります。

そうしますと、平成21年度の半年分については普通徴収になってしまう。そういう意味で普通徴収者が何人というのが、非常に成り合いが難しくてなかなか数が出てこない状況でございますので、その辺のところは御理解いただきたいと思います。

ただ未納になっている方については、こちらで順次押さえてございます。一応平成19年度までで総計で251件、251人の方がおるのですが、この方が複数年持っているという方もおりますので、今現在154人の方が普通徴収者で未納という形になっているという報告を受けております。

ただ、平成20年度については2月28日が最終の納付日でございます。納期で8期分でございますので、今現在会計課のほうにその資金が消し込みの最中だと思っておりますので、ちょっと現年度分についてはちょっと数字が動いているということで御理解いただきたいと思います。

それと、ペナルティーですけれども、今のところおかげさまでペナルティーを受ける方についてはおりません。ただそれもいろいろカウンターで、けんか腰でいろいろありまして、ちょっと大きな声を出されたりいろいろなことを現場はあるのですけれども、一応こちらも催告書を出したり、それから通告があるのですけれども、その辺の給付のペナルティーの対象になりますよという最後通告書ではないのですが、減免書を含めまして同封いたしまして、この間2月の半ばでしたか、1件解決して、とりあえず7月分までは一応させていただいて、今のところはゼロ件でございます。

議長（桜井 彪君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） ただいまの説明ですと、ペナルティーはないようですけれども、154人の人が普通徴収で保険料が払えないということになりますと、介護サービスを制度的には受けられるかもしれませんが、受けると利用料が1割かかりますので、結局辞退するか我慢するか遠慮するか、実質的にサービスが受けられないということになるのではないかなと思われるのですけれども、どうなのでしょう。サービスが受けられない、受けていない、そういう辞退している、そういう内容がありましたら。

議長（桜井 彪君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） それらについては介護認定申請をいただいたときに、窓口で納付相談等を含めまして、ペナルティーの対象者になる、ならない、その辺の事前相談をさせていただいてからきちんとしていただいて、納付できるものは納付してくださいという形で親

族等々交渉させていただいて、まず納付を済ませて調整をさせていただいているようなことでございます。

議長（桜井 彪君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 13番の桜井正でございます。

介護保険につきましては先般の条例改正がありまして、3年に一度見直すという制度でありまして、今年は3回目の見直しになるわけでありまして。介護保険制度、2000年に始まったわけですけれども、10年を迎えようとしている中で、3回見直しがされ、見直しのたびに保険料が値上げされると。今回の値上げについては町長の説明ですと、本庄児玉郡市では一番少ないのだよと。ほかはもっと上げているのだよという説明がありましたが、上里町においては基準額が3,100円から3,400円に300円上がって、本庄児玉郡市の中では一番値上げ幅、引き上げ幅が少ないようでありましてけれども、厚生省は基金を取り崩したり一般会計から繰り入れたりして、値上げは抑えるようにという指導をしているところであります。

こうした中で上里町、全国的には3分の1の自治体、東京では何区ですか、東京でも区で値上げしない区があったようですが、3分の1の自治体は据え置きないし値下げをしている。3分の2の自治体が値上げと。上里町はその3分の2のほうに入っているわけでありましてけれども、値上げをいたしました。その中で基準額が3,100円から3,400円に300円引き上げたわけでありまして、年額では3,600円になります。

そしてもう一つ、今度の見直しの中で今まで6段階だったものが7段階になりました。そして今までの第4段階の人が値下げになった人も1,226人おりますが、値上げになった人が902人、3,720円から4万800円、そして新たに第5段階になることによって3万7,200円から4万4,800円になった人も615人いるようでありまして。町の推定資料によりますと。

こうした値上げがされたわけでありまして、もう一つには予防介護という名のもとで介護サービスを受けられない人も出てきている。当初福祉でやっていた介護が保険になり、保険があって介護なし、こんなふうに関心された声があったわけでありましてけれども、これが現実になっている状況も出てきております。

介護保険が始まって10年を迎える中で、やはり厚生労働省のほうでも真剣に改善の方途を検討している状況であり、上里町においても職員の努力は見受けられますが、この制度の中で大きな矛盾も出てきております。65歳以上の方が5,556人第1号被保険者としている中で認定される方が730人から750人。多くの方は保険料を払っても介護を受けないまま亡くなってしまふ。そういう方もおられるわけで、この制度自体にもさまざまな矛盾と問題点があります。

こうした理由から、平成21年度における上里町介護保険特別会計予算に反対をするものであります。

議長（桜井 彪君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第29号 平成21年度上里町介護保険特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36 町長提出議案第30号 平成21年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について

議長（桜井 彪君） 日程第36、町長提出議案第30号 平成21年度上里町後期高齢者医療特別会計予算についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 最初に予算書の29ページをお開きいただきたいと思います。

議案第30号 平成21年度上里町後期高齢者医療特別会計予算であります。平成21年度の上里町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによるものであります。歳入歳出予算についてであります。第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億8,824万1,000円と定めるものであります。また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

続きまして、30ページをお開きいただきたいと思います。第1表 歳入歳出予算であります。歳入予算といたしまして款1 後期高齢者医療保険料から第5の諸収入までで款項のご

とに予算額が記載をされているところをごさいますして、歳入合計につきましては1億8,824万1,000円であります。また歳出予算といたしましては、款1総務費から款4の予備費まででございまして、款項の予算額については記載のとおりでございます。

歳出額の合計は歳入と同様でございまして、1億8,824万1,000円となっているところであります。

平成21年度の上里町一般会計特別会計予算書の事項別でございまして、239ページを見ていただきたいと思います。

上里町後期高齢者医療特別会計予算に関する歳入歳出予算の事項別明細書になっているところでございまして、歳入につきましては204ページから、また歳出につきましては243ページから詳細が記載されており、内容について御説明をしていきたいと思っております。

後期高齢者医療費の保険料につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合において均等割額1人当たり4万2,530円、所得割7.96%、賦課徴収限度額50万円、被保険者2,663人で見込んで、保険料に収納率97%で予算計上してあるところでございまして。

現年度課税分の滞納繰越部分を含め昨年より1,193万1,000円増でありまして、総額で1億3,042万7,000円になっているわけでありまして。1人当たりの平均保険料は5万298円になっているわけでありまして。

続きまして、款3の繰入金でありますけれども、一般会計からの繰入金であります。保険料軽減分といたしまして、一般会計から繰り入れる保険基盤安定繰入金4,101万5,000円と埼玉県後期高齢者医療広域連合への事務費分の負担金788万9,000円となるところでございまして、5,386万1,000円を一般会計より繰り入れをいたすものであります。

昨年より1億5,302万9,000円の減となっておりますが、これは後期高齢者医療の療養給付費分の12分の1を市町村が負担しなければなりません。昨年は当初予算で一般会計からこの介護保険の特別会計のほうに繰り入れて予算編成をいたしたところであります。今年度につきましては一般会計の予算計上で支払いをするということでございまして、減額を行ったところでございまして。減額になっているわけでありまして。

続きまして、款5の諸収入であります。埼玉県後期高齢者医療広域連合から健康診査の受託事業収入といたしまして、344万7,000円、健康診査の受診負担金といたしまして50万円を計上したところでございまして。歳入合計は昨年より1億4,183万円の減の1億8,824万1,000円となっているところでございまして。

続きまして歳出につきまして説明申し上げたいと思っております。款1の総務費につきましては、総務管理費として保険証の発送や特定健康診査実施のための委託料等の経費や、それから電算委託料などの事務的経費でありまして、649万円でありまして。また、徴収費といたしましては、

後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務費170万8,000円、合計いたしまして819万8,000円  
予算計上いたしたところでございます。

続きまして、款2の後期高齢者医療広域連合納付金であります。広域連合への事務費などの  
共通経費負担金とそれから保険料分の納付金1億7,933万1,000円を予算計上しておるところ  
でございます。

款3の諸支出金につきましては、保険料の還付金など21万2,000円の計上であります。歳出  
につきましても歳入同様1億8,824万1,000円となっているところでございます。

以上が平成21年度上里町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の説明とさせていただきます。  
慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。事項別明細  
につきましては担当課長のほうから説明をさせます。

議長（桜井 彪君） 次に、担当課長よりの補足説明を求めます。

健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 御説明させていただきます。

240ページをお開きいただけますでしょうか。

先ほど副町長のほうから御説明ありましたように、まず歳入、後期高齢者の保険料でござい  
ますけれども、2,663人分の方の保険料という形で、ここで計上させていただいております。  
保険料の計算については埼玉県広域連合のほうで計算をして、こちらの情報を提供いたしまし  
て算定ということで、広域連合のほうで算定したものの結果をこちらでまた受けまして、納付  
書を送付して保険料を徴収しているという状況になっております。

続きまして、事務費の繰入金でございますけれども、1,284万6,000円でございます。この部  
分については共通経費、町の負担分という形で、広域連合の事務費のための負担金の部分につ  
いて、歳入とさせていただいております。

それから保険基盤安定繰入金ということでございますけれども、高齢者の医療の確保に関す  
る法律第9条に基づき、市町村が特別会計に繰り入れる額という形で算定をさせていただいて  
おります。ここに先ほどもありましたように、これについては低所得者の減額分等々算定をさ  
せていただいて、ここに町負担分という形で計上させていただいております。町の負担分につ  
いては総経費の4分の1という形になっております。

続きまして、繰越金ですが、科目設定とさせていただいております。

続きまして241ページでございますが、延滞金、過料等についても科目設定、預金利子等に  
ついては科目設定という形で1,000円の計上となっております。

諸収入の受託事業収入ですけれども、75歳以上の健診については、埼玉県広域連合が実施す

るという取り決めに従いまして、上里町では埼玉県広域連合から受託をして、その実施に当たっていくという形で準備を進めておるところでございます。今現在人数については500人ほどを見込んでおります。

続きまして、最後になります242ページですけれども特定健診の審査等負担金ということで、昨年国庫と県費で負担を組んでおりましたけれども、これは広域連合のほうで実施するという20年度からの実施体制が固まりましたので、21年度については先ほど申し上げましたように受託費用のほうに変更になっておりますので、廃目とさせていただきました。

続きまして歳出のほうでございます。243ページをお開きいただけますでしょうか。

一般管理費については、埼玉県広域連合等々のデータのやりとり、それから庁内管理におけるシステム、その辺のところの調整作業を行いますシステム保守管理委託等々、それから人件費等が一般管理費ということで計上させていただいております。

続きまして、徴収費でございますが、保険料の算定は広域連合で、徴収は上里町でという、そういう取り決めになっておりますので、ここに賦課徴収に係る諸経費170万8,000円を計上させていただいております。

続きまして、後期高齢者医療広域連合への納付金という形でございますけれども、この納付金については、埼玉県70市町村がこの広域連合に参加しておりまして、埼玉県広域連合を運営する上での費用等を計上させていただいております。

まず、共通経費負担分ということで788万円ほど、それから保険料負担分という形で1億3,000万円ほど、保険料については毎月毎月収納となった保険料を広域連合のほうに納付という形でなっております。

続きまして諸支出金の項1で償還金及び還付加算金ですが、保険料の還付については20万円、返還金については1,000円という形で20万1,000円を計上させていただきまして、還付加算金については1万円ほどの加算金を予算の計上をさせていただいております。

続きまして245ページでございますが、他会計繰出金でございますが、科目設定の1,000円、それから予備費については50万円ほどを計上させていただいております。

以上でございます。

議長（桜井 彪君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお予算書については29ページ、30ページ、予算説明書については239ページから245ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑を願います。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 13番の桜井正です。

この後期高齢者医療制度の該当者というのですか、被保険者、75歳以上の方であります、先ほど2,263人という話もありましたけれども、75歳以上の方、これに保険に該当する方は直近の資料で何人でしょうか。

それから2つ目の質問として、この保険料97%見込んであるという先ほどの提案説明がありましたけれども、3%は未納、納められない人かなと思うのですけれども、滞納者まだ払えない人、これは何人おられるのか。そして、保険証を持たない人、未保険者というのですか、保険証の返還を求められた人というのですか、要するに今現在無保険者というのですか、保険証のない人、そういう人はおられるのかどうか。

4点目に健康診査を受けた方、受けられる方というのですか。74歳未満の方は40歳から74歳までは義務であります、75歳以上の方は義務じゃないということでもありますけれども、平成20年度はこの健診を受けた方は何人おられるのか、該当者が何人で何人おられるのか、健診率はどのくらいになるのか。

もともとは、この医療制度ができる前は、75歳以上の方の健診は無料で受けられたようでもありますけれども、この制度ができて、去年は800円健康診断を受けるのにかかりますよと、先ほどの説明ですと、21年度は項目も増えて内容も充実したので、1,000円もらいますよという説明があったと思うのですけれども、健診率をどのくらいに見ておられるのか、その4点の説明をお願いいたします。

議長（桜井 彪君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 被保険者数については、これまた死亡と資格と取得と日々変わっておりますので、きょう現在といってもなかなかちょっと今手持ちがございませんので、御理解いただきたいと思えます。

それと滞納者については、これも先ほど申し上げましたように20年度からの課税開始になっております。平成21年の2月28日が第8期の最終納期でございます、現在今2月28日までの納期分について、消し込み収納というのをやっている段階でございますので、なかなかちょっとその辺の細かい数字については、ちょっと確認をできていない状態でございます。

それと、健康診査の受診者数ですか、広報3月号にも掲載いたしましたけれども、後期高齢者については、これはあくまでも任意でございます。強制ではございません。該当者が2,752人ありまして382の方がお受けになったようでございます。13.88%という形で、これはあくまでも任意でございますので、あくまでも自分の健康管理という形で健診をいただいているという形で、町が強制するものではございません。

ただ、健康管理上のデータとしては、いろいろな形で有効活用させていただきたいという形で関連、担当のところでデータの保管はさせていただけるような形でやっております。

それと、被保険者の資格ですけれども、これは資格の取得喪失、それから保険料の未納によって資格者証の交付については、埼玉県の広域連合が権限を持っております。あくまでも上里町においてはその辺の資格の切り捨て云々の話は、直接交渉権を持っておりませんので、この辺のところも、まだそういう該当者があらわれたというふうな情報も聞いておりませんので、ゼロ件という形でお答えしておきたいと思います。

以上でございます。

議長（桜井 彪君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 日々刻々として数字が変化しているので実態がよくわからないという説明ですけれども、直近の資料でおよそどのぐらいになるのか、2,500人前後というふうに把握しておられるのかどうか。

それから滞納者数、これも直近の資料でいいわけですが、どの位いるのか。97%収納率を見ているということは、3%は未納だろうということだと思っておりますけれども、今直近の資料は全くないのかどうか、どのぐらいの方がこれで、ここに繰越分というのが50万円入っていますよね。これも何かの資料で何%か見込んで50万円と数字が出てきたのではないかなと思われるのですけれども、さらにではこの50万円と滞納繰越分はどのデータに基づいて出た数字なのか。

それから、無保険者数については把握していないということではありますが、健診者数、率についての予算は見込んでいるのではないですか。20年度は800円だったのだけれども、この21年度は1,000円いただきますよということだから、500人受けるのだったらその1,000円で50万円ですか。それは予定しているわけじゃないですか。これ全く任意であって、義務じゃないから別に受けなくてもいいのだよということであるようですけれども、料金を見込んでいるからには予定はしているのではないのでしょうか。その辺の説明をお願いいたします。

議長（桜井 彪君） 暫時休憩をします。

午後3時9分休憩

午後3時10分再開

議長（桜井 彪君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 先ほど申し上げましたように、2月28日が最終納期という形

で現在集計中でございます。ですからこれが滞納者として確定している状況ではございませんので、そこら辺刻々と入金になっておりますので、その変の数字の押さえ方についてはちょっと判別できない状況でございます。

それと、健康審査の事業委託料ですけれども、生活機能と生活機能評価なしという形で、451万4,000円ほどを委託料という形で、500人ほどの予算は計上させていただいておるところでございます。

議長（桜井 彪君） 桜井議員、よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 13番の桜井正です。

提案されました平成21年度上里町後期高齢者医療特別会計予算に反対をいたします。

この制度は昨年4月に発足したわけでありましてけれども、発足した当初から大変評判が悪く、これはなくすべきだと、もう発足したとたんになくすべきだという世論が圧倒的で、舛添厚生労働大臣も全面的に見直す必要があると、こういうふうに発言し、昨年来半年以上にわたってこの制度は廃止すべきだという議論が全国的に、国民的にも沸き起こって全国の600とか700とか800の地方自治体から廃止の意見書が出されており、埼玉県を初め全国の医師会から廃止を求める声が上がっており、また、この制度ができたことに対する不服審査請求も全国で1万人を超えたと。埼玉県では661人が不服審査を出しているようであります。

なぜこんなに評判が悪く、悪い制度だと誰しもが言っているのかといいますと、75歳という年齢を区切って今まで扶養を受けていた人、社会保険や各種の保険に入っている人たちがみんな切り離されて、この保険制度に強制的に加入させられ、年金から天引きされてしまう。そういう制度だから、この制度はないほうがいいと、廃止にすべきだという声が全国で上がっているわけでありまして、私も廃止すべきだと思うし、舛添厚生労働大臣も全面的に、私個人としては全面的に見直す必要があると、こんなふうに発言している制度であります。

この制度ができたことによって、今さまざまな矛盾も生じております。一番大きな影響を受けたのは国民健康保険ではないでしょうか。

そして何よりもこれを運営するのは広域連合という新たな組織をつくって運営していると。

本来ならば全国一つの組織で運営するのが好ましいわけではありますが、広域連合という新たな運営組織をつくっている。県で運営すれば県議会に、県に異議が殺到する、そういうことで実態のわからない、見えない、そういう組織をつくって、住民からの異議や抗議が及ばない組織をつくって、広域連合という組織をつくって運営している。そこに、端的にこの後期高齢者医療制度の矛盾と問題点があるものと、私も思っておりますので、これは上里の後期高齢者医療制度が悪いということだけではありませんが、この後期高齢者医療制度そのものが非常に悪い制度であり、さまざまな問題と矛盾点を含んでおりますので、私もこの制度に反対をし、平成21年度における上里町後期高齢者医療特別会計予算に反対をするものであります。

以上です。

議長（桜井 彪君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第30号 平成21年度上里町後期高齢者医療特別会計についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（桜井 彪君） 暫時休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後3時40分再開

議長（桜井 彪君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第37 町長提出議案第31号 平成21年度上里町老人保健特別会計予算について

議長（桜井 彪君） 日程第37、町長提出議案第31号 平成21年度上里町老人保健特別会計予算についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 最初に予算書の33ページをお願い申し上げたいと思います。

議案第31号 平成21年度上里町老人保健特別会計予算であります。平成21年度上里町老人保健特別会計の予算は次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算についてであります。第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ832万8,000円と定めるものであります。また歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであります。

続きまして、次のページ34ページでございますけれども、「第1表 歳入歳出予算」であります。歳入予算につきましては、第1款支払基金交付金から第6款の諸収入まででございます。款項区分ごとに金額は記載をされているところでございます。歳入合計につきましては832万8,000円となっているところでございます。

また、歳出といたしましては款1総務費から款4の予備費まででございます。款項の内容につきましては予算に記載をされているとおりであります。歳出合計につきましても歳入同様832万8,000円となっているところでございます。

次に、予算書の事項別明細のほうをちょっと見ていただきたいと思います。247ページでございます。

上里町老人保健特別会計予算に関する歳入歳出予算の事項別明細であります。歳入につきましては248ページから、また歳出につきましては250ページから詳細が記載されているところでございまして、主な内容について御説明申し上げたいと思います。

款1の支払基金交付金につきましては、平成20年3月以前の老人保健にかかわる医療費の再審査及び過誤調整にかかわる医療費交付金及び審査支払交付金408万2,000円を予算計上したところでございます。

款2の国庫支出金及び款3の県支出金につきましては、過年度分の精算交付金としての科目設定であります。

続きまして、款4の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でありまして、医療費負担分412万2,000円、事務費負担分11万5,000円でございます。合計して423万7,000円を計上したところでございます。歳入合計は832万8,000円となっているところでございます。

続きまして、歳出の関係でございますけれども、款1の総務費につきましては、総務管理費として老人保健の医療の事務費共同電算処理業務委託などの事務的経費でございます。6万4,000円の計上であります。

続きまして、款2の医療諸費であります。医療給付費及び医療支給費など平成20年3月以前の老人保健にかかわる医療費の再審査及び過誤調整分でありまして815万5,000円の計上をしたところでございます。歳出合計は歳入同様832万8,000円であるわけでありまして、先ほど申し上げましたとおり、当予算につきましては後期高齢者への移行に伴う経過措置的措置のことで

ございます。

以上で平成21年度上里町老人保健特別会計予算の提案説明とさせていただきます。慎重御審議の上御議決賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

議長（桜井 彪君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお予算書については33ページ、34ページ、予算説明書については247ページから251ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑を願います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第31号 平成21年度上里町老人保健特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第38 町長提出議案第32号 平成21年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算について

議長（桜井 彪君） 日程第38、町長提出議案第32号 平成21年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 最初に予算書の37ページをお開きいただきたいと思います。

御提案申し上げました議案第32号 平成21年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成21年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算は次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算についてであります。第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,055

万3,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金であります。第2条地方自治法第235条の3の2項の規定により、一時借入金の借入額の最高限度額は5,000万円と定めるものであります。

それでは、次の38ページをお願い申し上げたいと思いますが、「第1表 歳入歳出予算」でございます。

歳入関係でございますが、1が分担金及び負担金でございます。負担金につきましては3,005万1,000円でありまして、保留地処分金でございます。予定額であります。

次に2の繰入金でございますが、一般会計からの繰り入れということで49万9,000円であります。

次に3の繰越金、4の諸収入でございますけれども、前年度繰越金が1,000円、諸収入につきましても2,000円、預金利子1,000円、雑入1,000円の科目設定をいたしたところでございます。

歳入合計につきましては3,055万3,000円ということでございます。

次に歳出でございますが、歳出につきましてはまず事業費でございますけれども、3,045万3,000円でございます。1の事業費の内訳につきましては、工事費として整地費、建物の補償費等でございます。建物移転については地権者2名を予定しております。計画しております道路につきましては、100%整備完了となっているものであります。今年度におきましては移転に伴う整地だけでございます。

次に、選挙費の22万7,000円でございますけれども、現在審議会委員の任期が平成16年6月18日から平成21年6月17日となっていることによりまして、委員の任期満了に伴い選挙を執行するものでございます。また、この3月31日をもちまして事業認可の期間が満了となることにより、期間延長と資金計画を第7回事業計画の変更を予定しております。期間につきましては移転換地処分、土地の登記の手續等を踏まえまして平成24年3月31日までの3年間の延長といたしたいということでございます。

資金につきましては、収入においては保留地処分金、町単独費、鉄道負担金の見直しを行い、支出について公共施設整備費として道路築造及び建物移転費、残工事の見直しを行い、50億3,000万円から50億4,300万円といたすものでございます。

この区画整理事業も事業開始以来25年余りとなっておるところでございます。大変長期化をしているわけでございます。残り数名の地権者に協力を得まして、事業の最終段階である換地処分へと事業を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、予備費につきましては10万円の計上でございます。歳出につきましても歳入同様

3,055万3,000円でありまして、前年度対比しますと57.1%の減でございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上御議決賜りますようお願いを申し上げます。

事項別明細については担当課長のほうから説明をさせます。

議長（桜井 彪君） 次に、担当課長より補足説明を求めます。

まち整備課長。

〔まち整備課長 赤見省三君発言〕

まち整備課長（赤見省三君） それでは、御説明させていただきます。

ただいまの提案理由の中で副町長のほうから詳細にわたり提案説明をさせていただいたわけです。私のほうからまず254ページから御説明させていただきます。

まず歳入でございます。歳入につきましては保留地処分金ということでございます。2区画分の予算化をさせていただいております。それと繰入金ということで一般会計からの繰入金ということでございます。それから繰越金、諸収入ということで雑入ということでございます。

続きまして、255ページの歳出のほうに移らせていただきたいと思います。

最初に区画整理事業の給与関係事業、それから続きまして区画整理事業でございます。ここにつきましては、経常の経費を計上させていただいているわけでございます。また委託料につきましては移転等の調査委託、それから物件の調査委託ということでございます。工事費につきましては200万円ほどお願いしているところでございますけれども、これにつきましては土地を買って整地をするということでございまして、全体的にはかなり工事費のほうも少なくなっております。それから曳き家を1件考えておりますので、それに伴いまして補償金等でございます。

それから提案理由の説明の中にもございましたように、審議会の選挙がございますので、今年度選挙費といたしまして22万7,000円ほど組ませていただいたわけでございます。

以上、御説明させていただきました。

議長（桜井 彪君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については37ページから38ページ、予算説明書については253ページから269ページの歳入歳出予算全般についての質疑を願います。

3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 保留地の処分が2区画ということですが、この問題以外にいわゆるつけ保留地というところの、未解決といいますが、そのままになっているというところが

どのくらいあるのでしょうか。

議長（桜井 彪君） まち整備課長。

〔まち整備課長 赤見省三君発言〕

まち整備課長（赤見省三君） 御説明させていただきます。

つけ保の関係でございますけれども、まだ決まっていない部分が3カ所ほどございます。面工事については全部終わったように見えるのですけれども、既設の集落内にある部分が3カ所ほどございますので、まだその辺のところは、21年度に地権者の方とお話し合いを持っていきたいというふうに考えております。

議長（桜井 彪君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第32号 平成21年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（桜井 彪君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時56分散会